

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和2年 3月 9日 (月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時03分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・松岩・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者 (会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申し出がありますので、説明を受けるため、暫時、休憩いたします。

休憩 午後1時01分

再開 午後1時04分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「「組織改革」スケジュールの変更について」

○（総務）組織改革担当次長

「組織改革」のスケジュールの変更について報告いたします。

資料をごらんください。

組織改革のスケジュールにつきましては、昨年の第3回定例会総務常任委員会で報告いたしましたが、このたび、組織改革案の決定まで新たに令和2年度での新体制でも検証するなど、時間をかけて議論することとしたため、市議会への組織改革案の提示、議論を6月の第2回定例会から9月の第3回定例会へ、パブリックコメントの実施時期を7月から8月を10月から11月へ、条例改正、関連予算の計上を第3回定例会から第4回定例会へ、それぞれ変更するものです。

なお、令和3年4月の新組織のスタートは変わりません。

○委員長

「第2期小樽市総合戦略（素案）の策定について」

○（総務）企画政策室木島主幹

第2期小樽市総合戦略（素案）の策定について報告させていただきます。

お配りしております概要版により説明いたします。

第2期小樽市総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生基本方針に準じ、四つの基本目標のもと、人口減少対策及び地方創生に資する取り組みをまとめたものとなっております。基本目標1は、「小樽市にしごとをつくり安心して働けるようにする」として三つの具体的施策。基本目標2は、「小樽市への新しいひとの流れをつくる」として三つの具体的施策。基本目標3は、「若い世代の妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、未来の創り手を育む」として二つの具体的施策。基本目標4は、「誰もが活躍できる地域社会をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」として四つの具体的施策として取りまとめ、概要版には掲載していませんが、それぞれにおいて基本的方向と数値目標、重要業績評価指標（KPI）と施策の主な内容を定めております。

また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において基本目標を横断する目標が掲げられておりますので、これに準じ、基本的な考え方として横断的な視点を5点示しております。この中で、SDGsの視点で総合戦略を推進することが地方創生の取り組みの一層の充実と深化につながり、SDGs達成に寄与するものと考えられますので、各基本目標に関係するゴールをひもづけております。

人口ビジョンや小樽商科大学との共同研究などから、仕事分野の取り組みにより市内の仕事環境への好影響を与え、生み育てやすい子育て環境をつくるための子育て分野の取り組みにより、定住を促すことで転出の抑制につなげること。また、移住分野の取り組みにより直接的に転入の増加を目指すことで、あわせて社会減の抑制を目指すことを重点事項として位置づけております。

また、計画人口につきましては、第7次総合計画に掲げた合計特殊出生率や社会減の改善の数値目標を参考に推計を見直した結果、2030年の人口を9万1,000人の維持に努めるとしたところでございます。詳細は、別途お配りしている冊子をごらんください。

なお、今後のスケジュールにつきましては、今月中にパブリックコメントを行い、必要な修正を行った後、6月の議会で報告し、策定したいと考えております。

#### ○委員長

「独立行政法人海技教育機構との協議状況について」

#### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

独立行政法人海技教育機構との協議状況について報告いたします。

資料をごらんください。

令和3年4月の海上技術短期大学の開校に向けて、小樽商業高校跡の使用条件等について海技教育機構との協議を進めているところですが、2月28日に機構と合意に至った内容につきまして報告するものです。

まず、海技短大に係る賃貸借につきましては、契約期間は15年とし、契約締結は令和3年1月を予定すること。機構側の専用使用箇所は、建物は、校舎の4階全部と3階の南側半分、敷地は、正門側のテニスコート部分とすることで合意し、貸付料は、北海道との売買本契約の締結後に確定することとなりますが、建物・土地を合わせて年額約378万円とすることで合意しました。

また、改修につきましては、短大の主要部分は機構側で改修していただくこととし、短大と市施設との間仕切りや、配電盤、消防設備など双方を区分するための改修については、その2分の1を機構に負担していただくことで合意しました。あわせて、水道、暖房につきましては、改修せずに現有の設備を使用することとし、この経費については、按分等により負担していただくことで合意したところです。

今後は、短大の開校に向けて、より具体的な工事等のスケジュールや、開校後の管理方法等について、さらに機構との協議を進めることとしております。

#### ○委員長

「令和2年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

「令和2年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

#### ○（総務）企画政策室高山主幹

令和2年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会が、去る2月3日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案は、議案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例案、第2号職員定数条例の一部を改正する条例案、第3号石狩西部広域水道企業団情報公開条例案、第4号監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、第5号議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、第6号企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案、第7号令和2年度石狩西部広域水道企業団、水道用水供給事業会計予算の7件がそれぞれ予算どおり可決され、議案第8号で監査委員選任に関する件が同意されております。

続きまして、令和2年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る2月17日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案は、議案第1号と第2号が、令和2年度の石狩湾新港管理組合一般会計予算と港湾整備事業特別会計予算。第3号と第4号が、令和元年度の石狩湾新港管理組合一般会計補正予算と、港湾整備事業特別会計補正予算。第5号が、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案、第6号が、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、第7号が、石狩湾新港管理組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案でございます、7件それぞれ原案どおり可決されております。

また、報告として、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を、令和元年12月27日に専決処分した件が報告され、承認されております。

なお、議案のうち、令和2年度予算と令和元年度補正予算に関しましては、管理組合から令和2年1月24日付で協議があったところですが、市として同意する旨を2月5日付で回答しております。

#### ○委員長

「第3次北しりべし定住自立圏ビジョン（原案）について」

#### ○（総務）企画政策室布主幹

第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの原案につきまして、資料に基づき報告いたします。

初めに、第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（原案）について、A4、1枚の資料をごらんください。

「1 北しりべし定住自立圏の形成と共生ビジョンの目的、経過について」、説明いたします。

平成22年4月に積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村のそれぞれと、定住自立圏の形成に関する協定を締結いたしました。この協定に基づき、具体的な取り組みを示した共生ビジョンを策定するため、中心市である本市が民間や地域の関係者を構成員とするビジョン懇談会での検討や各近隣町村との協議などを経て、平成22年に第1次ビジョン、そして平成27年に第2次ビジョンを策定しております。このたび、令和2年度から5年間を計画期間とする第3次ビジョンを策定するため、各自治体での検討及び調整を行い、昨年11月、12月にはビジョン懇談会を開催しております。

また、本年1月より取りまとめた原案について、パブリックコメントを実施しております。

続きまして、「2 第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（原案）の概要について」、説明をいたします。

ビジョンでは圏域の将来像を掲げ、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の三つの分野それぞれに、医療や産業振興、地域公共交通や人材育成などの取り組みを位置づけております。

次に、配付させていただきました冊子、第3次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（原案）をごらんください。

こちらにつきましては、先ほど説明したとおり、1月よりパブリックコメントを実施した原案でございます。

1ページ目をごらんください。

こちらにつきましては、圏域の将来像を定め、その趣旨などを説明しております。

2ページ目では、圏域のイメージとして、人、もの、情報などが札幌圏や首都圏などと交流が深まることなどを掲載しております。

3ページ目及び4ページ目では、将来像実現に向けた目標を、「圏域の住民が安心して暮らせる地域づくり」を初め、六つの項目で示しているほか、将来人口を示しております。

5ページ目及び6ページ目では、圏域の概況を全域図も交えて掲載をしております。

7ページ目から9ページ目では、圏域の課題を地域医療体制の確保を初め、7項目にわたり示しております。

10ページ目から16ページ目では、医療や産業振興を初めとする各取り組みについて、取り組み状況や今後の方向性を記載しております。

17ページから20ページ目では、ビジョンの取り組みの体系を示しており、事業としては22の事業を掲載しております。

21ページ目から42ページ目では、取り組みごとに目標設定を行っているほか、各事業の内容や効果、想定される

事業費などを掲載してございます。

43ページ目につきましては、今回のビジョンから重点取組事業を設定しており、特に重点的に取り組む事業として、交通アクセスの向上などから、交流人口拡大の機会が増している状況もございますので、広域観光推進事業を重点取組事業としているところでございます。

45ページ目から58ページ目につきましては、各自治体の事務事業の一覧となっております。

掲載している予算額につきましては、現時点の想定となりますので、毎年度決算状況に応じて変更をかけていくこととなります。

59ページ目から最後につきましては、資料編でございます。

以上の内容が、原案となっておりますので、この委員会におきまして皆様より御意見をいただき、3月末をめどにパブリックコメントでいただきました御意見に対しての市の考え方の公表、そして第3次ビジョンの確定と進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

## ○委員長

「防災行政無線（同報系）整備事業の進捗状況について」

## ○（総務）災害対策室伊藤主幹

私からは、防災行政無線（同報系）整備事業の進捗状況について報告いたします。

本事業は、災害時において住民等に対して迅速かつ確実に避難情報の伝達を図るため、令和元年度から令和2年度にかけて、同報系の防災行政無線システムを整備するものです。

資料1をごらんください。

「1 整備内容について」ですが、令和元年度は放送を行う親局を災害対策室内に、副局を消防指令センター内に設置しました。また、実際に親局や副局からの放送を流す屋外拡声子局、屋外スピーカーですが、これを蘭島から手宮にかけての沿岸部13カ所に設置いたしました。

なお、13カ所の内訳については、資料2に示しておりますので割愛いたします。

また、市役所からFMおたるに割り込んで放送できる装置を災害対策室とFMおたるのスタジオに設置しますが、これらについては現在工事を行っているところでございます。

次に、「2 放送内容について」ですが、防災行政無線では緊急地震速報や津波警報などの地震津波情報、避難勧告、避難指示（緊急）などの避難情報、弾道ミサイル攻撃などの国民保護情報、そのほか避難所の情報やライフラインの情報など、災害時に重要となる情報を放送することとしております。

次に、「3 放送機能について」ですが、職員がマイクを通じて肉声で放送できるほか、職員が入力した文章を音声に変換して、その音声を放送する機能を備えています。

また、外国語放送の定型文は、英語、中国語、韓国語、ロシア語の4カ国語あります。

なお、職員が日本語で入力した文章を外国語に自動翻訳して放送する機能も備えていますが、ロシア語に関しては対応しておりません。

スピーカーについては、全てのスピーカーから、あるいは1番のスピーカーだけですか、1番と2番のスピーカーですか、放送するスピーカーを選択できるようになっております。

外部連携機能につきましては、災害対策室が無人であってもJアラートの信号を受信した際に自動的に放送を行う機能。FMおたるへの割り込み放送機能。防災行政無線の放送内容を電話で聞き直すことができる機能。希望する市民の方に、あらかじめ携帯電話やスマートフォンのメールアドレスを登録しておいていただき、防災行政無線の放送内容をメールで送信できる機能などを備えております。

次に、今後の日程ですが、先般、3月2日から4日にかけて屋外スピーカーの試験放送を終えており、現在はFM放送の割り込み装置の設備工事などを行っているところです。今後、総合的な試験調整や職員の操作訓練を行う

一方、広報おたる3月号にも記事は掲載しておりますけれども、市民の皆さんへ防災行政無線についての周知を図るため、ホームページの更新も行いたいと考えております。下旬には引き渡し検査を終え、引き続き、職員の操作訓練も行い、万全の体制で新年度からの運用開始に臨みたいと考えております。

最後に、令和2年度の予定ですが、親局などは今年度整備を終えましたので、屋外拡声子局の設置を進める予定であり、色内から銭函にかけての沿岸部25カ所で工事を実施する予定としております。

#### ○委員長

「市民税・道民税申告書の提出期限の延長について」

#### ○（財政）市民税課長

市民税・道民税申告書の提出期限の延長について報告いたします。

確定申告会場には多くの人が集まることから、令和2年3月16日が申告期限であった申告所得税等について、国税庁は新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止のため、4月16日までの1カ月延長と発表いたしました。

また、総務省、北海道からも各市町村に対して延長の要請があり、本市におきましても申告会場の来場者を分散し、感染予防とするため、市民税・道民税の申告期限を同じく4月16日までの1カ月延長したことを報告いたします。申告会場につきましては、3月16日までは産業会館2階、3月17日以後は市役所別館2階市民税課22番窓口で行います。

この周知につきましては、報道機関へ記事掲載の依頼を行い、小樽市ホームページ上でもお知らせしているほか、今後、小樽フラッシュニュースにおいても周知を図る予定でおります。

#### ○委員長

「朝里小学校と豊倉小学校の統合について」

#### ○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

朝里小学校と豊倉小学校の統合について、令和元年第4回定例会以降の状況について報告いたします。

資料をごらんください。

統合協議会関係ですが、2月4日の第4回統合協議会では、新しい学校づくりについて、第3回統合協議会です承されたランドデザインを具現化するために、統合朝里小学校で力を入れていく主な取り組みについて説明があり、了承されました。

次に、通学路の安全対策については、降雪期である1月21日に実施した2回目の通学路の点検結果について報告があり、続いて昨年10月23日に実施した1回目の通学路の点検結果と合わせて計8カ所の注意箇所について対応方法を協議し、統合朝里小学校の通学安全マップに掲載し、注意喚起を図るとともに、関係機関に要望を行うなど、通学の安全確保に取り組んでいくことが了承されました。

次に、児童の事前交流については、昨年12月6日に朝里小学校の4年生93人が豊倉小学校を訪問し、体育と外国語活動の交流授業や、校内見学を行いました。交流の様子としては、豊倉小学校の児童4年生2人は、ふだんは経験できない大人数で行うゲーム的な要素を取り入れた授業を楽しんでいたこと。朝里小学校の児童は、校内見学で豊倉小学校のクラスが4年生と6年生の2クラスしかないこと。1クラスの人数、机の数が少ないことに驚いていたとの報告がありました。

また、通常、交流授業は統合校となる学校を開場して行っておりますが、今回は朝里小学校の児童に閉校となる豊倉小学校に来てもらい、学校規模を見て学校の雰囲気を感じてもらえたことは、豊倉小学校の児童を理解することにつながったと思う。豊倉小学校の児童が、あの学校でこのように学んで育ってきたということを感じてもらった中で仲間づくりが行われることはよいことであり、4月のスタートがスムーズに行われるのではないかと考えているとの意見がありました。

第4回統合協議会については以上です。

なお、3月12日に開催を予定しておりました第5回統合協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から開催せずに、議題として予定していたこれまでの基本計画などについては、統合協議会委員の皆さんに資料を送付して御意見をいただくこととし、これをもちまして朝里小学校・豊倉小学校統合協議会を終了することとしております。

次に、豊倉小学校閉校式については、2月29日に挙行を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から延期することといたしました。

#### ○委員長

「小樽市教育推進計画の策定について」

#### ○（教育）教育総務課長

小樽市教育推進計画の策定について報告いたします。

令和元年12月26日、教育委員会第12回定例会において小樽市教育推進計画を決定し、策定が完了いたしました。推進計画は2月10日、議員の皆様へ配付したところであり、市のホームページにも掲載しております。

教育委員会といたしましては、このたびの推進計画の策定を踏まえ、本市における教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

#### ○委員長

「第2次小樽市文化芸術振興基本計画について」

#### ○（教育）生涯学習課長

第2次小樽市文化芸術振興基本計画について報告いたします。

第3回定例会総務常任委員会でも本計画の概要と案について報告いたしましたが、このたび計画が決定しましたので、改めて説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

この第2次基本計画は、平成18年3月に制定された小樽市文化芸術振興条例第7条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものであり、基本理念や基本方針などを条例に基づいて整理した計画です。

今回は、平成29年の法改正で、年齢、障害の有無、経済的な状況にかかわらず、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備や、観光やまちづくり、国際交流などの関連分野における施策との有機的な連携が規定されたことから、それらを反映する形で第1次基本計画の見直しを行いました。

計画の期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間です。計画決定の経過ですが、第7次小樽市総合計画や小樽市教育推進計画との整合性を図りつつ、関係各部から成る策定委員会で原案を策定し、教育委員会を初めとする関係する各委員会からの意見を聴取するとともに、文化芸術審議会で審議してまいりました。最終的には、昨年11月につくられた計画案をもとに、12月23日から1月22日まで実施したパブリックコメントによる意見を計画に反映させ、2月の文化芸術審議会において、内容の確定をいたしました。その後、市長決裁により最終決定したところであります。

なお、計画案に対するパブリックコメントについてであります。資料の第2次小樽市文化芸術振興基本計画案に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等とおおり、全部で17件の意見をいただきました。このうち、一般的な要望、感想などを除き、基本計画についていただいた意見として、計画に法改正の趣旨を具体的に示すべきなどの意見をいただき、冒頭で説明した法改正のポイントを解説するなどの見直しをいたしました。

今後は、この計画に基づき、市民が文化芸術や歴史文化に親しむことができる環境づくりなどについて、関係各部とも定期的な協議をしながら文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、今後の計画の円滑な推進が図られるよう、必要に応じて見直しを行うこととしております。

## ○委員長

「第3次小樽市消防長期構想（案）の策定について」

## ○（消防）主幹

第3次小樽市消防長期構想（案）について説明いたします。

本長期構想は、平成30年度までの第2次長期構想に引き続くものとして、第7次小樽市総合計画に合わせ、令和元年度から令和10年度までを計画期間として策定しようとするものでありまして、市民の安全・安心の確保に向け、総合計画との整合性を図りつつ、消防施策を推進するとともに、将来を見据えた消防組織のあり方に関し、その方向性の整理に向け、今後、検討すべき課題を示すことを目的としております。

それでは、お配りした資料に基づきまして、その主な内容について説明申し上げます。

資料の表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。

第3次小樽市消防長期構想は、「Ⅰ 消防長期構想について」、「Ⅱ 消防施策の推進」、「Ⅲ 将来的な消防組織の在り方の検討」の三つの大項目から構成されております。Ⅰは、長期構想の概略について述べたもので、大きくはⅡの施策及びⅢの消防組織の在り方の2本立てとなっております。

1ページをごらんください。

第7次小樽市総合計画基本計画、以下、基本計画と申し上げますが、基本計画と本長期構想の関係につきましては、1ページ上段に記載しておりますとおり、本長期構想では、基本計画に掲げた施策をより具体化し、又は補完する施策を新たに掲げ、また、基本計画に掲げた主要施策に並ぶ施策を新たに打ち出し、基本計画と本長期構想を両輪として消防施策を推進することで考えております。

3ページからが本題となりますが、まず、「Ⅱ 消防施策の推進」につきましては、3ページから6ページまでは基本計画に掲げた主要施策であります警防体制の整備、火災予防の推進、救急救助体制の充実及び消防団の強化の4項目につきまして、基本計画に掲げた施策をより具体化し、又は補完するものとして、本長期構想で新たに掲げた施策を記載しております。

8ページでは、基本計画に掲げた四つの主要施策に並ぶものとして、新たに女性の活躍推進及び職員の人材育成及び広域連携の推進を掲げ、これらを推進するための具体的な施策を記載しております。

巻末では、基本計画及び本長期構想に掲げた施策につきまして、その関連性がわかるように一覧にしておりますので、参考にさせていただければと思います。

9ページからが本題二つ目の将来的な消防組織のあり方の検討となります。

9ページと10ページは、消防組織の現状、11ページ以降が、今後検討すべき課題となっております。

今後の人口減少を見据えますと、消防としても組織のスリム化を図っていかなければならない一方で、国が定める消防力の整備指針との整合性を図る必要もあります。

これらを踏まえ、11ページ以降は、今後の消防組織のあり方を検討する上での課題を提示したものであります。11ページから12ページ中ほどまでは、計画期間中に一定程度方向性を整理すべきものとして、石狩湾新港地区の消防体制の在り方、オタモイ支署、蘭島支所の在り方など。

12ページ中ほどから13ページまでは、さらに長期的に検討すべき課題として、消防本部と消防署の統合、減車に伴う支署の出張所化及び乗換え運用の導入の三つを課題として掲げております。

消防組織のスリム化を図るためには、署所の統合、減車などが必要となり、それは必然的に消防力の低下に直結することとなりますので、その時々地域の実情を踏まえつつ、他の施策と関連づけながら消防体制の見直しを進めていく必要があります。本長期構想では、あくまでも今後検討すべき課題の提示にとどめ、その方向性については、今後の議論を踏まえながら整理してまいりたいと考えております。

なお、本長期構想の案につきましては、本日の総務常任委員会の御意見等を参考にさせていただき、必要に応じ

修正を加えた上で、年度内に施行したいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第20号について」

○（総務）職員課長

議案第20号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするものであります。

なお、施行期日は令和2年4月1日としております。

○委員長

「議案第29号について」

「議案第30号について」

○（消防）主幹

当委員会に付託されております、議案第29号小樽市消防団条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案につきましては、近年、減少傾向にある地域防災体制の中核を担う消防団員を確保するためには、団員が消防団活動を継続しやすい環境を整備する必要があるとの考えから、国から示された通知に沿い、消防団の組織体制の見直しとして、消防団員の区分及び休団制度の新設、懲戒処分の種類の追加のほか、退団年齢の引き上げを行おうとするものであります。

初めに、消防団員の区分につきましては、本業が多忙などの理由により消防団活動の継続が難しい場合、現行制度では退団しか選択肢がなく、団員数の減少の大きな要因となっておりますことから、現行の団員を基本団員と位置づけ、特定の消防事務のみに従事する機能別団員を新設することで、豊富な経験を有する団員の退団を減少させ、火災や大規模災害に対応する人員動員力を維持しようとするものであります。

なお、区分の定義は、基本団員464名、機能別団員50名としており、総枠の条例定数の514名に変更はございません。

次に、団員の身分を保持したまま消防団活動を一定期間行わないこととする制度といたしまして、3年を限度とした休団制度を新設いたします。一時的な近親者や家族の介護、育児などを行いやすい環境を整えることにより、団員数の維持につなげてまいりたいと考えております。

次に、懲戒処分の種類の追加ですが、これまで団員の懲戒処分については、戒告又は免職の二つしか規定されていなかったことから、事案に応じた適正な量定による処分を可能とすべく、このたび懲戒処分の種類に停職を追加することとするものであります。

なお、小樽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定の準用により、停職期間は1日以上6カ月以下、停職期間中の報酬は支給となります。

最後に、退団年齢の引き上げにつきましては、団員の年齢上限を現行の67歳から3歳引き上げ、原則として70歳にするものであります。

主な改正内容は以上となりますが、あわせて所要の改正を行うこととしております。

施行期日は、本年4月1日とし、同日から現行の団員は基本団員として位置づけられることとなります。

続きまして、議案第30号小樽市非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案につきましては、ただいま説明申し上げました議案第29号小樽市消防団条例の一部を改正する条

例案で、消防団員を基本団員及び機能別団員に区分することに伴い、国から示された通知に沿い、退職報償金の支給対象者を基本団員に限定し、機能別団員には退職報償金を支給しないことをあわせて明確にするものがあります。

また、休団制度及び停職制度の新設に伴い、基本団員が機能別団員に任ぜられた期間のほか、休団とされた期間及び停職処分とされた期間は、退職報償金の支給基礎となる勤務年数に算入しないこととするとともに、所要の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、消防団条例の一部改正に合わせ、本年4月1日とするものであります。

#### ○委員長

「議案第31号について」

#### ○（教育）施設管理課長

議案第31号工事請負変更契約について説明いたします。

これは、幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事におきまして、工事施工中に耐震改修に伴う改修内容の追加などが必要になったことに伴い、請負金額を3億9,050万円から3億9,414万1,000円とする請負変更契約を契約の相手方である近藤・小杉共同企業体と締結するものであります。

#### ○委員長

「議案第38号について」

#### ○酒井委員

議案第38号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

核兵器禁止条約の成立から2年半、調印国は81カ国、批准国は新たにパラグアイが批准して35カ国となり、発行に必要な50カ国まで15カ国となっています。条例の発行は時間の問題であり、核保有国に対する大きな政治的、道義的圧力になっています。

しかし、日本政府安倍政権はアメリカの核戦略に従属し、核の抑止力理論にしがみついています。政府が核兵器禁止条約に背を向けるのであれば、非核港湾への自治体独自の取り組みが必要です。

以上を申し上げ、提案説明といたします。

#### ○委員長

換気のため、若干お時間をください。

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

---

#### ○松岩委員

#### ◎教育行政執行方針について

まず、令和2年度の教育行政執行方針についてから3項目、質問させていただきます。

まず、一つがICT教育についてです。国の進めるGIGAスクール構想については、国のほうさまざまな方針は示されつつも、具体的な内容はまだ示されていなかったり、それから都道府県、市町村の教育委員会に任されている部分が多々あるように見受けられます。

そこで、このたび具体的な予算が市でも計上されましたが、今後ICT教育の実現に向けての整備予定についてお示してください。

#### ○（教育）施設管理課長

令和2年度のGIGAスクール構想関連の事業は、大きく二つに分かれております。

一つ目が、学校内の通信ネットワークの整備になります。これは、教室における無線LAN環境、Wi-Fi環境ですが、この整備になりまして、令和2年度の夏季休業と冬季休業期間中の工事を予定しております。

もう一つは、国のロードマップに従う形で、5年度までに1人1台の学習用端末の整備になります。そのうちの初年度の整備が2年度の整備となります。

○松岩委員

タブレットの機器の選定についてはどのような基準で、何を納入予定かというのは議論がありましたでしょうか。

○（教育）施設管理課長

端末機器の整備につきましては、国の標準仕様書によりますと、マイクロソフト社、グーグル社、アップル社の三つのOSから選定することになっておりますので、OSの選定につきましては、学校現場の教職員や教育委員会の職員で構成するメンバーで検討をしております。

また、今後、国におきまして各OSのデモンストレーションを実施する予定となっておりますので、そういったものも参考にしていきたいと考えております。

○松岩委員

そのタブレット端末の選定の際、地元、市内の企業が入札するということはあるのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

地元企業の入札の参加についてですが、端末の整備につきましては、都道府県単位で取りまとめをすることとなっておりますが、詳細について現時点ではまだ示されておりませんので、そういった入札方法については不明な状況となっております。

○松岩委員

学校のWi-Fi環境の整備は、どうでしょうか。

○（教育）施設管理課長

Wi-Fi環境の整備につきましては、地元の企業による入札を想定しております。

○松岩委員

それから、タブレット機器が整備されたとき、すぐに全生徒というふうにはならないと思うのですが、それは学年ごとの整備なのか、それとも二、三人に1台というような整備なのか、そのあたりのこともお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

学習用端末の整備につきましては、学年ごとの整備を考えております。

整備の順序といたしましては、国のロードマップに従う形で、令和2年度は小学校5、6年生と中学校1年生。3年度は、中学校2年生と3年生。4年度は、小学校3、4年生。5年度が、小学校1年生と2年生と考えております。

○松岩委員

一応確認なのですが、令和2年度の夏季休業と冬季休業に学校のWi-Fi環境を整備するということがあつて、さらに2年度からタブレット端末の整備ということなので、来年度の4月からすぐに使うことができるということではなくて、いつになるかわからないというような認識でよろしいでしょうか。

○（教育）施設管理課長

委員のおっしゃいますとおり、端末の整備についての具体的な時期がまだわかりませんので、いつになるかわからないところでございます。

○松岩委員

こればかりは小樽市だけの話ではなくて、国全体、道全体の話だと思うので、この後、注視していきたいと思

います。

それから運用に関してなのですが、タブレット端末は本来であれば究極のペーパーレス、業務効率が実現できる端末ですので、極論を言えばノートも教科書も不要になると私は思っています。実際に、都内の私立小学校では2年生の半ばぐらいからタブレットを中心として、ほとんどノートや教科書を使っていないような教育を実践している学校もあると伺っています。特に、最近では教科書に厚みが出て子供たちのランドセルが重くなっていると言われているのですが、そのあたりはどのようになる予定でしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

平成30年12月に、文部科学省から示されております学習者用デジタル教科書の効果的な活用のあり方等に関するガイドラインにおいて、デジタル教科書は教育課程の一部において紙の教科書にかえて使用できることと、それから紙の教科書は無償給与されるが学習者用のデジタル教科書は無償給与されないことが示されております。

ただし、昨年12月に文部科学省から示されたGIGAスクール構想の実現ロードマップにおいて、今後のデジタル教科書の活用促進についての記述もあることから、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○松岩委員

それから、教育行政執行方針の中に家庭教育に関する講座を行うというふうに書いているのですが、これについてお聞かせいただけますか。

○（教育）生涯学習課長

家庭教育に関する講座ですけれども、生涯学習課では子供とその保護者向けに、子供の生活習慣改善を目的とした家庭教育講座というものを開催しております。具体的には、柔道整復師ですとか、e-ネットキャラバンの講師などを呼んで、スマートフォンやゲームの使用に関する情報モラルですとか、子供の姿勢に関する講座を開催しているところでございます。

○松岩委員

それから、今回たまたま新型コロナウイルスによる休校ということで、在宅学習をするように小樽市教育委員会でも周知していると伺っていますが、今回の新型コロナウイルスを理由に、例えばオンライン学習支援サービスを民間で、この時期だけ無料で展開しているよという企業もあると聞いています。もちろん、全ての家庭にパソコンだったりタブレット端末があるというわけではないと思うのですが、大分、普及率も高まっているので、今回、宿題を郵送するとか、PDFの宿題をホームページ上に出して、それを印刷して家庭でやってもらうというよりは、このオンライン学習支援サービスを利用するほうがいろいろ教育効果も高いのではないかと思うのですが、これは教育委員会としてどのように検討されていますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

御家庭によってパソコンやタブレットの環境が違うこととはと思いますが、オンラインの学習サービスを無償提供しているインターネットサイトもありますので、学校を通じて情報提供してまいりたいと考えております。

○松岩委員

検討していただきたいと思います。

これは、新型コロナウイルスに関することではなくて今後にもかかわってくるので、ぜひ御検討お願いいたします。

◎新学習指導要領について

次に、新学習指導要領について伺います。

来年度より小学校、再来年度より中学校、その次の年度から高校という形で新学習指導要領が全面的に実施されることになっておりますけれども、ICT機器の活用のほか、あらゆる場面で新たな項目だとかが入っているので、教員はこれまで以上に指導力が必要になってくると思うのですが、これについてどのように取り組む予定ですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

来年度より、小学校において新学習指導要領が全面実施となりますので、例えば、ICT機器の活用については、小樽市教員研修プログラムの中でタブレットを活用した効果的な指導のあり方について学ぶ、ICT活用研修講座を開催してまいりたいと考えております。

また、ほかにも外部の講師を招いて公開授業を伴った教員研修プログラムを開催することで、教員の指導力向上につなげていきたいと考えております。

○松岩委員

新学習指導要領の中で少し掘り下げてお話をさせていただきますと、伝統や文化に関する教育の充実というのが今回盛り込まれておりますが、本市ではその充実をどのように達成するつもりですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

伝統や文化に関する教育の充実につきましては、昨年12月に策定した小樽市教育推進計画の中に、ふるさと教育の充実として示しておりますが、これまでの小学校社会科副読本「わたしたちの小樽」や、理科教材「おたるの自然」を活用した学習の推進、小樽遊覧屋形船における講話などを引き続き実施するとともに、来年度は、新たに小学校用教材「小樽の歴史」を活用した学習を推進することで、ふるさと小樽への理解を深める事業を推進してまいります。

また、生涯学習課では、子供たちに地域の伝統文化に触れる機会をつくる事業として、民俗芸能伝承事業を実施することとしておりまして、具体的には学校での松前神楽、向井流水法、高島越後盆踊り、忍路鯨漁撈の行事の紹介と、放課後等の練習会の開催を予定しているところでございます。

○松岩委員

先日の予算特別委員会では、ふるさとキャリア教育推進事業として予算60万円が可決されているのですけれども、今、御答弁いただいたのが、その60万円の予算の取り組み以外にも、それが関連する取り組みという認識でよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ふるさとキャリア教育推進事業につきましては、先ほど述べたもののほかにキャリア教育出前講座に係る講師派遣の費用に加えて、先ほど申し上げた教材、小樽の歴史の活用について教員が学ぶためのふるさと教育研修講座の講師派遣の費用、それから小樽の歴史の学習場面において、外部講師が各小学校に出向き、学習の導入場面や学習を深める場面で、効果的な学習を行うための講師派遣の費用を新たに盛り込んでいるところでございます。

それから、先ほどの生涯学習課の民俗芸能伝承事業につきましては、先ほど挙げた文化財について、学校での紹介や練習会等に講師を派遣していただく費用などとして25万円を計上しておりまして、それを活用してまいりたいと考えております。

○松岩委員

それから新学習指導要領では、キャリア教育の充実というのも項目として挙がっているのですけれども、高校との連携というのは北海道教育委員会との調整が必要で、例えば同じ小樽市でも、産業港湾部で行っている若者就職マッチング支援事業でもスケジュールの調整などが難しく、連携が課題と伺っているのですが、市教委ではどのようにされるおつもりですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいまのキャリア教育につきましては、道教委と連携した事業ではなくて、昨年度から本市独自にキャリア教育推進会議というものを開催いたしまして、小・中学校や高等学校の代表の方、関係団体等が情報を共有し、体系的なキャリア教育を推進するための協議を行っております。今年度は各学校が職場見学や職場体験を円滑に実施できるよう、職場体験協力企業リストを作成し、各学校へ情報提供する予定となっております。

今後も、このキャリア教育推進会議において、本市のキャリア教育を進める上でどのような取り組みが必要か、協議を進めてまいりたいと考えております。

**○松岩委員**

これは、意見というか実際にキャリア教育の講師をされた寿司屋の方からお話を聞いたのですけれども、その方は小学校に出向いてお話をされたということなのですが、その方が言うには、いろいろ難しいこともあるかもしれないけれども、実際にお店に来てもらったほうが、いろいろと見せられたのではないかとというようなこともおっしゃっていたので、ぜひ今後の参考としていただきたいと思います。

**◎リテラシー教育について**

次に、リテラシー教育について伺いたいと思います。

新学習指導要領では、随所にリテラシーという言葉が頻発するのですが、メディアリテラシーとはそもそも何かということをお示してください。

**○（教育）学校教育支援室谷口主幹**

メディアリテラシーとは、新聞、テレビ、近年ではウェブなども含んだメディアが発する情報を受動的ではなく、主体的、能動的、かつクリティカルシンキング、いわゆる批判的思考を用いてどのような意図、意味を持って発信されているかを読み取り、そしゃくし、自分の意見も含めて発信することができる能力、スキルのことを意味しております。

**○松岩委員**

とても難しいなという感じで、なかなか子供たちに理解してもらうのは大変だと思うのですが、今回質問をつくるに当たってリテラシーという言葉の意味を調べると、何とかリテラシーという言葉をざっと探したときも20個ほど見つかりまして、例えば、経済的に自立した生活を送る上で必要な金融に対する知識や考え方、広義には資産運用などの能力としての金融リテラシーという言葉もあったりするそうです。

ここでは、今、答弁いただいた一般的なメディアリテラシーについて取り上げますが、ICT機器を今後使用していくということで、子供たちには大人と同様に、これまで以上にメディアリテラシーを身につけないといけないのではないかと考えていますし、指導要領でもそのように書いております。

そこで、このたびの執行方針の中で、児童の情報活用能力を育成するために学校図書館に新聞を配備するということがありますけれども、どのようにしてこの能力を高めていくのか、活用方法をお伺いしたいと思います。

**○（教育）学校教育支援室谷口主幹**

新聞の活用方法についてであります。例えば、新聞を用いて必要とする情報を早く、正確に収集できる力を育成したり、新聞記事を読んで、自分の考えを持って表現する能力を育成してまいりたいと考えております。

**○松岩委員**

それから、新聞活用実践校は、1校指定ということで記載がありますが、そこでは具体的にどんなことを行う予定ですか。

**○（教育）学校教育支援室谷口主幹**

実践校においては、新聞を活用した授業を公開するとともに、外部講師による講義等を行っていただきまして、実践校の成果を市内の小・中学校に普及していきたいと考えております。

**○松岩委員**

指定校に限らず、学校図書館に何誌置くかは別にして、新聞は基本的に1誌置くと伺っているので、そうになると全ての児童・生徒が見るのは難しいのかと思うのですが、例えばこのタブレットが配備された際には、電子新聞だとかというものを見ることもできるのではないかと考えるのですが、そのあたりの御検討はどうされていますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

現段階では、次年度のタブレットがいつ整備されるかがまだわからないようなところではございますが、今後、タブレットが整備された際の準備を進めてまいりますので、電子新聞の活用等についても研究してまいりたいと考えております。

○松岩委員

具体的にこれから数年かけて整備されていくということなので、またいろいろと経過を注視していきたいと思えます。

◎新型コロナウイルス対策関連について

次に、新型コロナウイルス対策関連についてです。

一つ目に、職員の予防策というのを聞いておきたいのですが、医療業務以外の窓口業務だったり、その他職場において、職員の予防策というのは、今回の新型コロナウイルスに限らずなのですが、新型コロナウイルスに対してでもいいですし、それ以外の日常の予防などについても、対策というのをどのようにされているのかお伺いします。

○（総務）職員課長

第1回目の新型コロナウイルス庁内対策会議が開催されました、本年1月31日に、新型コロナウイルス対策ということで、全課メールで各所属長に対し、手洗い、うがいを徹底するなど、各自予防に努めること。また、少しでも体調の変化を感じた場合は、マスクを着用することなどについて周知するとともに、2月27日付で各部局長宛に総括安全衛生管理者である総務部長名で、新型コロナウイルス感染症に関する職員の対応についてという通知文書を全課メールで送信し、手洗いの徹底や咳エチケットの励行、マスクを着用する場合は正しく着用することなどについて、職員が感染者となった場合の対応などを含め、全庁的に周知しているところであります。

○松岩委員

今、一部答弁もいただいたのですが、マスクの着用はどのようにされていますか。

○（総務）職員課長

マスクの品薄状態が続いていることを鑑みまして、一律の着用は求めておりませんが、先ほども少し触れましたように、せきが出るなど少しでも体調の変化を感じた場合は、マスクを着用するよう促しております。

○松岩委員

それに関連して、マスクの災害備蓄について伺いたいのなのですが、今回の一件でマスクの重要性だとか必要性が非常に高まったと思うのですが、市の災害備蓄にまずマスクというのが取り入れられているのか。取り入れられているとしたら、どのような用途でどのぐらい備蓄されているのかというのをお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在は、風邪などを疑う避難者用として、市内62カ所の指定避難所に各100枚備蓄しております。

○松岩委員

その100枚のマスクというのは、どのような用途で使うということを想定して備蓄されていますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今も答弁したのですが、現在においては風邪などをひいた方の避難者用として備蓄しております。

○松岩委員

関連して、答えられなかったら結構なのですが、アルコール消毒液だとかゴム手袋だとか、そういったようなものの備蓄はありますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在、各避難所に備えております救急セットの中には、マスクや消毒液のほか、傷用の滅菌ガーゼ、こういった

ものを備えております。

しかしながら、1次対応の数量でありまして、十分な数量とは言えないのが現状です。その救急用セットの中には、ビニール手袋などは今は入っていない状況でございます。

○松岩委員

今回たまたま新型コロナウイルスということで、マスクを取り上げたのですけれども、各避難所に100枚の備蓄というのを聞いて、市民の皆さんがどう思うかというのが率直なところなのです。今、御答弁いただいたのは、避難されてきた方で風邪などの症状がある方につけさせるということだったのですが、例えば避難所では避難所の受付業務に当たる方だとか、食事をつくったりだとか、いろいろな場面でそういう衛生管理が求められる部分があると思うのですが、なかなか100枚という枚数だとすぐ底をつきてしまうのではないかと。当初の風邪の人、病気が疑われる方につけさせるという目的で備蓄がしてあったとしても、多分すぐになくなってしまわないかと思うので、こういったものに関しては、いろいろな制約があるのかもしれませんが、充実するべく今後検討していくべきなのではないかと思いますが、そのあたりはどういうふうにお考えですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

委員のおっしゃるとおり、100枚では避難所において避難者が多数いた場合には、あっという間に底をついてしまうというのが現状でございます。そういったことも含めまして、保管場所の問題等を整理しながら、備蓄数量の増加について、今後調査研究してまいりたいと考えております。

また、市民の皆様にも自助・共助の考えに基づきまして、非常用持ち出し品として備えていただけるよう、広報誌や各種行事等においても周知してまいりたいと考えております。

○松岩委員

今、検討していただけるということなので、検討していただきたいと思います。

◎ホームページのリニューアルについて

最後に、ホームページのリニューアルについて伺いたいと思います。

予算特別委員会の付託案件ではありますが、中身のことだとか今後のことについてなので、この総務常任委員会で伺いたいと思います。

改めてなのですけれども、このたび、市のホームページをリニューアルするということですが、簡単で構いませんので概要と、どのようなものを作成しようとしているのか。それから、理想像だとか、手本とする自治体のホームページがあるのかということをお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

概要といたしましては、現在利用しているCMSと言われるホームページ管理システムが、今後更新されていく見込みがないことから、今より高次の機能を持つものに入れかえをして、市民を初めとする利用者の利便性を高めようとするものです。

お手本としたい他の自治体といたしましては、予定している新たな無償で利用が可能なオープンソースと言われるこのCMSと同じものを既に導入している、道内では函館市などを参考にしていきたいと考えてございます。どのようなものをつくっていくかという質問もありましたので、その点では函館市を参考にしながらも、予算面、それからホームページのバリアフリーと言われるウェブアクセシビリティ、この辺の観点も視野に入れつつ、可能な限り独自性がある、見た目にも閲覧意欲が高まる、そういったような内容に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

○松岩委員

すぐにやってほしいと本当に思うのですが、これは私の考えとして、これから市庁舎の別館だったり、行政のあり方が今後新しくなっていく局面に小樽市はおります。また、教育現場でも先ほど来質問させていただいている I

CT化が進んでいることから、ペーパーレスを初めとして、さまざまな業務効率化が可能な限り早く実現されればいいなと思っています。この具体的な議論は別の機会にさせていただきますけれども、ホームページのリニューアルというのは、それに貢献できる部分が多々あるのではないかと思います。そういった意味で、機能性だとかデザイン性を増すという以外に、市民の利点、それから職員が活用する上での利点などがあればお聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

機能性やデザイン性、これを高める以外に、市民や職員が享受できるような要素ということでございますけれども、例えばこの市民限定というのはできないのですが、ホームページユーザーからの御意見を集めることができるアンケートフォームのようなものが予定している新たなホームページには附帯されておりますので、これまで郵送オンリーで実施していた市政に関する各種計画等について、若い世代を中心に、費用をかけずに、このホームページの附帯する機能によって意見反映できるというようなことがあるかと考えております。

○松岩委員

それから、その新しいホームページの具体的な運用というのはどのようにお考えですか。

○（総務）広報広聴課長

運用についてですけれども、現在、各ページの更新については、各原課におきまして発信したい情報ページを作成していただいております。運用上の手続としては、編集者と承認者として一つの課に二つのIDを今、付与している中で、この管理システムCMS上で、必ず、主に課長職なのですけれども承認者が確認をして、承認者の責任において更新し、公開をするという手続になっております。リニューアル後も、このページ更新等の業務の流れにつきましても、変更しないでそのままというふうと考えております。

○松岩委員

以前、ある部署のホームページがわかりにくくて、こういうふうに充実させたら市民にもっとわかりやすくなるのではないのでしょうかと私がお話をしたことがあったのですが、その方がおっしゃるには、管理職の方ではないのですが、日ごろの業務がなかなか忙しく、また人手不足のために、そういった専門的な更新がなかなかできなかったというふうにおっしゃっていました。

私は、それは全然悪いことではないと思っています、本当にそういうふうにいるからおっしゃっていただいたと思うのですが、せっかくリニューアルしていいものができても、運用はそれぞれの部署で行うという、従来の方式で行うということなので、その管理職の方によって専門性だとか、使い方にばらつきが出てくるのではないかと思います。せっかく業務の効率化が図れるはずなのに、逆にリニューアルしたことによって仕事がふえたということになっては本末転倒だなと思います。このあたりについて、どういうふうにするおつもりですか。

○（総務）広報広聴課長

スケジュール的には、令和2年度1年かけて更新作業を進めていく中で、新たなホームページの操作ですとか、ページづくり、これに関する市職員向けのトレーニングといたら大仰なのですが、そういった練習の機会を設けていこうかと考えております。この中で講師を務めていただくこの事業者にも、指南、アドバイスなどをいただきまして、習熟度を高めるとともに、効率的な更新方法、こういったものについても御指導いただいて、習得してもらえればと考えているところでございます。当然、広報広聴課としてもテクニックなどのアドバイス、私はできませんけれども、できる職員がいますので、そういった部分のサポートはしてまいるといふふうに考えております。

○松岩委員

それから、議論が少し重複してしまうのですが、ホームページを運用すると、利用端末だとか地域、滞在時間、離脱率などがわかって、データ分析が可能になると。これらの分析はさらに専門的になるので一般職員、素人には極めて難しいのではないかと思います、このあたりはどのように分析される予定でしょうか。

○（総務）広報広聴課長

現行のホームページにも、委員がおっしゃるアクセス数の検証などができるカウンター機能とありますが、アクセスログと言うそうですけれども、これが付帯されております。ところが機能性は低いと言わざるを得ないものでありますので、このたびのリニューアルに伴いまして、精度の高いアクセスログの導入について検討したいと考えております。

データの分析についてでございますけれども、全てのページ、今6,600ページありますが、これについて常にデータを出力しておく必要はないので、原課の求めがあったり、政策上必要のあるものなどを逐一抽出し、委員のおっしゃっている利用端末、地域、それからそのページ上にいた時間、それから離脱率、こういったものを検証していきたいと思っております。

この検証に当たっては、例えばグーグルアナリティクスといった性能のいいアクセスログ、これを導入することによって、プロではなくても職員でも分析できる環境が整うと考えております。

○松岩委員

一般的に今回した質問が今後のことになるので、現時点でなかなかわからない部分はあると思うのですが、しっかりと検討していただきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時39分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

---

○佐々木委員

◎避難所のマスクについて

最初に予定していた質問ではないのですが、先ほど聞いていたことで気になったことがあるのでお聞きします。

聞くとところによると、避難所にマスクが100枚ずつあるということですが、避難所の数からいって、合計でマスクは何枚あるということになるのでしょうか。

○（総務）災害対策室長

指定避難所の62カ所に各100枚ずつ準備しております。

○佐々木委員

6,200枚あるということですね。

ところで、そのマスクについては耐用年数があると伺いましたが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

耐用年数については今、調べていないのですが、その都度更新しておりますので、今あるものは全て耐用年数以内のものと考えております。

○佐々木委員

そういうことであれば、このままマスクをそのまま寝かせておくよりは、例えばこれから小・中学校で卒業式あ

りますけれども、それに來る子供たちで、多分マスクがもう御家庭になくてして來ない子供もいるのではないかと  
も思います。

それから、これまでの議論の中で、病院や市の職員なども窓口対応される方、その他の方がいらっしゃって、使  
われるのではないかと思うのですけれども、そういうところで緊急に利用するという事は可能でしょうか。

○総務部長

枚数は6,000枚ほどあるという話で十分にあるとは思いますが、今、委員がおっしゃられたように医療機  
関でも足りない、学校でももしかしたら足りないということもございますので、サイズの問題もありますので、子  
供に合わないということもあるかもしれませんが、そういったことも含めて検討させていただきたいと思ひます。

○佐々木委員

ぜひ、その辺のところはこういう際ですので、前向きに検討をお願いしたいと思ひます。

◎防災対策関連について

防災対策関連について、まず、国土強靱化地域計画についてお聞きします。

まず、この計画というのはどういうものなのか御説明願えますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

国土強靱化地域計画とは、国土強靱化基本法に基づく計画でして、地域における国土強靱化に関する施策を施設  
の耐震化などのハード対策、訓練や防災教育などのソフト対策、こういったものの両面で、総合的かつ計画的に推  
進するための計画ということでございます。

○佐々木委員

その具体的な内容というのは、どういうものになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

国土強靱化地域計画の内容、構成なのですが、特徴的なものとしては、脆弱性評価といひまして、リ  
スクシナリオ、これは起きてはならない事態というふうには言われていますが、こういったものを設定します。それ  
に対する現在の対応力の洗い出しを行う、これが、脆弱性評価というプロセスになります。

そして、それに対してリスクシナリオを回避する。あるいは、対応力を高めるための施策プログラムというもの  
と、それを具体化する推進事業、こういったものを設定する予定でございます。

リスクシナリオは、例えば地震による建築物の大規模倒壊、これに伴う死傷者の発生、こういったリスクシナリ  
オを設定しまして、それに対応するための施策プログラムとしましては、建築物の耐震化ですとか老朽化対策、こ  
ういった施策プログラムを設定することになります。

そして、今の小樽市域も含む形で北海道で、北海道強靱化計画というものを策定済みですので、こういったもの  
をベースに、小樽の地域特性を踏まえて策定するという予定で考えております。

○佐々木委員

小樽市としては、新年度の主な取り組み内容というのはどのようになっていますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今、事務局である企画政策室で、たたき台的なものを作成中です。そして新年度に入りましたら、副市長と関係  
部長で構成する策定会議、これを6回ほど開催する予定でおります。そして、そこに学識経験者などの有識者をア  
ドバイザーという形で招きまして、その助言をいただきながら策定する予定としております。

スケジュールとしましては、8月までに素案を策定し、第3回定例会で報告。そして、パブリックコメントを手  
続の後、11月までに策定して、第4回定例会で報告する予定としております。

○佐々木委員

同法では、定めることができると記しており、強制力はないようなのですが、なぜ市は策定することにしたのか、

意義やメリットなどがあれば示してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

このタイミングでこの計画を策定することとしたのは、令和3年度から国土強靱化予算の要件化というものが、今、国で予定されております。これが、国土強靱化関連の国の補助金、交付金、こういったものが国土強靱化地域計画に搭載していないと活用できなくなるという可能性がある、そういう情報が入りましたので、策定を急ぐことといたしました。これが大きな理由です。この策定によりまして、国土強靱化関連の国の交付金、補助金を活用できるということが意義といますか、メリットということになります。

ただ、これは少し受け身的な考え方になりますので、前向きな考え方としましては、策定の過程を通して、脆弱性評価というものも行いますので、こういったものを通して現状の対応力の弱い部分を把握しまして、リスクシナリオに対応する施策、これを分野横断的に整理することで、より実効性の高い防災対策を推進できるのではないかとというふうに考えております。

○佐々木委員

補助金交付金事業というのは、かなり広範になっているようではございますけれども、主にどんな分野での活用を市としては考えていますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

分野としましては、港湾、道路、下水道などのインフラ整備ですとか、学校や保育所などの施設整備、消防車両の整備、こういったものを想定しております。

○佐々木委員

特に保育所については、一生懸命頑張っていたきたいと思います。

防災関係の中で、さらに河川の洪水、土砂災害のハザードマップを作成・配布するというので、令和2年度、新たに6河川、蘭島その他の川について洪水ハザードマップ作成ということになっています。既に星置川のマップは配布されています。

それで、その地域での反響はどうかということをお聞きしたいと思います。災害に備えて町会等では動きが出ているのか。それからマップの配布効果などについてお話しください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

星置川の洪水ハザードマップは、1月中に連合町会などを通じて影響のある世帯に1部ずつ配布しております。そのほかに、小・中学校や銭函地区の工業団地内の企業などには、郵送などで配布しており、直接お会いする機会が少ないため、特に反応などは確認しておりませんが、新聞で報道されたこともあり、この区域外の方も含めて具体的な洪水浸水想定や避難所についての問い合わせがありました。

また、町会等の動きやマップの効果についてですが、訓練などを行う場合は、これから町会の総会などで話し合われるものと考えられ、現時点では町会からの訓練支援等の申し込みは受けておりませんが、町会等の訓練には積極的にかかわってまいりたいと考えております。

○佐々木委員

6河川について、以前、私もこの件についてお聞きしたときには、義務づけられていないのでまだつくらないとの返事だったと思うのです。これはなぜつくることになったのか、経緯を御説明ください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今年度作成しました星置川、新川の洪水ハザードマップは、水防法により作成、周知が義務づけられておりますので、作成及び周知を行いました。

一方、来年度予算に計上いたしました6河川につきましては、水防法により作成の義務がないため、年度当初においては明確に作成するとは言えませんでした。しかし、昨年台風19号の影響による日本各地の洪水被害などを

目の当たりにしまして、市民の皆様にも事前対策として洪水ハザードマップを配布しようと考え、河川管理者であります北海道に問い合わせを行ったところ、必要な資料を提供してもらえるとということだったので、予算計上したものであります。

○佐々木委員

多分、今お話に出た必要な資料というところが次の質問になると思うのですが、その作成のための基礎データというのは、どのようなものがあるのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

必要なデータということですが、洪水が発生してどれくらい浸水するかという洪水浸水想定、それを計算した結果が必要になってくるのですが、それらについては北海道から受領しております。

○佐々木委員

こういうものをつくるとき、普通、水位計だとか、監視カメラを設置したとか、そういうことも必要になるのではないかと思うのですが、そういうものは必要ではないのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

水位計の設置やデータの管理などについてでございますけれども、これは河川管理者であります北海道が行うものと考えております。

なお、北海道にお聞きしましたところ、水位計は新川、星置川、朝里川、勝納川、塩谷川、蘭島川に設置済みで、カメラはキライチ川、星置川、朝里川、勝納川、塩谷川、蘭島川に今年度設置予定とのことであります。

○佐々木委員

設置したところから出てくる観測データの蓄積や分析というのは、どういうふうに行われるのでしょうか。小樽市がやるのですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

それらのデータであります、北海道でデータの集積を行っておりまして、必要に応じて分析を行うということでございますけれども、これらの水位計の情報につきましては、インターネットを通じて市でも把握しておりますので、河川水位に異常が見られる場合などは、北海道と連携を密にしていきたいと考えております。

○佐々木委員

その中の一つの朝里川についてお聞きしたいのですが、朝里川の上流には朝里ダムがあります。昨年の台風19号の際、大きな被害が出たダムの緊急放流です。その緊急放流の可能性とその備えということに、この朝里川の場合はなるのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

洪水浸水区域の計算等は北海道で行っておりますので、北海道にお聞きしましたところ、想定最大規模の大雨時に緊急放流を行うことを前提として、浸水想定区域を想定しているとの回答がありましたので、緊急放流のことも考慮したものとなっております。

○佐々木委員

次に、災害時に避難の支援が必要な方の名簿を作成し、関係機関と共有することを進めているそうですが、これまでも、避難行動要支援者名簿というものを進めていたと思うのですが、その名簿はもう既にできているのでしょうか。

そして、それができているとしたら、更新等はされているのかどうか、御説明をお願いします。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

避難行動要支援者名簿の作成につきましては、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、市町村長にその作成義務が課せられたものであります、これを受けて本市では、27年6月より避難行動要支援者名簿の作成を行

っているところでございます。これらの名簿につきましては、私どもで毎月死亡や転出などの状況を反映し、各民生・児童委員に対して要支援者の個人情報を示した、個別票と私どもで呼んでいますけれども、この書類の配付、あるいは回収を行っているところであります。各地区の会長にお渡ししている名簿につきましては、一斉改選の時期のみ更新を行っている現状ということでありますので、この更新期間を短くするといったような取り組みができないかどうか、検討してまいりたいと考えております。

**○佐々木委員**

町会長からは、更新などはされていないのではないかみたいな、そういうお話も聞こえていたものですから、その辺のところは、まめにしていただきたいというふうに思います。いざというときに、ないというのは困りますので。

次に、災害時に地域情報発信を行うFMおたるの難聴地域の解消のために整備等を行っているということですが、中継設置場所やカバー率の改善など、内容について御説明いただければと思います。

**○（総務）災害対策室伊藤主幹**

今年度を実施した電波伝搬調査の結果、塩谷より西側と張碓より東側の地域において、地形的な影響による難聴地域が存在することがわかりました。このため、これら地域の難聴を解消するために桂岡、張碓、オタモイの3地域に中継局を設置する予定としております。

なお、机上の試算ではございますが、現状で8,200世帯ほどが難聴世帯であり、3カ所に中継局を設置することで、このうち4,800世帯、60%ほどは難聴が解消されるという結果が出ております。

**○佐々木委員**

あと残り40%について、今後さらに解消のための追加の整備というのは予定されているのでしょうか。

**○（総務）災害対策室伊藤主幹**

残りの難聴地域についてですが、桂岡に設置する中継局については、札幌市西区にございますコミュニティFM放送、FM三角山との電波干渉を避けるために、余り電波の出力を強くできないという事情がありまして、札幌市に近い星野町、銭函、見晴町の一部では難聴が解消されない可能性があります。

また、オタモイに設置する中継局については、塩谷、桃内、忍路、蘭島の一部には、地形的な理由などから良好な受信のために必要な強さの電波が届かないため、やはり難聴が解消されないという可能性があり、これらが3,400世帯程度という結果が出ております。

**○佐々木委員**

それらについての対応については、今後どうされるか予定はありますか。

**○（総務）災害対策室伊藤主幹**

今回この防災情報通信設備整備事業の趣旨ですけれども、災害時においてFMおたるを通じて市民の皆さんに広く情報伝達を行うために、難聴解消を進めようとするものです。塩谷、桃内、忍路、蘭島においては、今年度整備した防災行政無線により、情報伝達が可能であるということと、また東部の地域においては、先ほど申し上げましたけれども、札幌市のFM三角山との電波干渉の解消が、技術的に難しいということであることから、現在のところ、さらなる難聴解消のための追加整備は予定しておりません。

**○佐々木委員**

なかなか難しいものですね。

それから少し別の話になるのですが、以前のブラックアウトのときにFMおたるが放送継続のための燃料調達に苦勞したというお話がその後ありました。その後、これについての対応や何かについて、市として何かできていたことというのはあるのでしょうか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

本市では、小樽地方石油業協同組合との間で、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定というものを締結しております。この中で災害対策上、重要な施設への燃料等の優先供給について協力を要請できることとしておりますので、FMおたるから放送継続のための燃料確保などについて要請があった場合には、当該協定に基づく対応を行ってまいりたいと考えております。

なお、FMおたるにも確認しましたが、ブラックアウトの経過を踏まえて、ガソリン備蓄量をふやす対応をとっているというふうに伺っております。

○佐々木委員

せっかく電波が届くところを広げても、肝心の放送局の放送ができないのでは意味ないですから、よろしく対応をお願いします。

◎第2期小樽市総合戦略について

続けて、2点目、第2期小樽市総合戦略についてお聞きします。

議会にこの案が示されたのが3月3日です。土日を除くときょうの総務常任委員会までの3日前でした。実は、第1期の総合戦略が示されたのは、平成27年9月14日で、これも同じくこの総務常任委員会の3日前だったのです。そのときに私は、きちんとこちらで読み込む暇がないでしょうということで少し苦言を呈させていただいていたにもかかわらず同じように3日前になるというのは、どうしてぎりぎりになったのか説明をしていただきたいと思えます。2回続くと、何かこう意図があるのかと勘ぐってしまうのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今回のこの資料なのですが、2月13日に産官学金労言、それと市民公募委員の方で構成される人口対策会議で御議論をいただいたところでございます。そこで出た内容を反映させられるかどうかというところを判断するのに、一定時間が少しかかったものですから今回のタイミングになったということでもございまして、特段3日前にしなければならないとか、そういった意図ではございません。御提示が遅くなり申しわけございませんでした。

○佐々木委員

第2期を策定するに当たって、当然第1期の検証評価があつての新しい戦略だと思うのですが、どうでしょうか。PDCAサイクルと盛んにうたっておられているので、その辺をお聞きします。

○（総務）企画政策室木島主幹

効果検証につきましては、毎年進捗状況をKPIによってはかっております。それはパッケージごとにやっているのですが、人口対策会議にお示しをして御意見をいただいているところでございます。直近で押さえているものは、平成30年度の実績しかないので、そちらの達成状況なのですが、項目ごとに見ますと目標達成しているものや少し進んでいないもの、いろいろ混在しているところですが、全体をならしてスコアというもので計算しているのですが、スコアで言いますと35という数字が出てきております。

また、第2期の戦略の策定に当たって、当然そういうPDCAを回しているスコアの部分もございしますが、人口の推移というものも確認を再度行いましたところ、人口減少の傾向というところが変わっていないというところで、なかなか効果があらわれていなかったような状況なのかというところで押さえているところです。

○佐々木委員

今35という数字が出てきましたけれども、その数字の意味がどういうあれなのか少しわからないのですが、総体的にどうか大きくお聞きします。結果、この一番の目玉だった市民幸福度、これが35という数字はどうなったという意味なのでしょう。

○（総務）企画政策室木島主幹

先ほど申しました35という数字は市民幸福度の数字ではございませんで、各施策、パッケージと呼ばれた四つの

パッケージがありますけれども、そちらのK P Iを、進捗状況、目標に対してどれぐらい進んでいるかがパーセントで出てくるのがスコアというものなのですが、その全体をならずと35になるということでございます。今委員からございましたけれども、市民幸福度は今まで数値がそろっていないということで、計算できないということで御答弁さしあげていたのですけれども、今回基本目標に係る指標というのが全部今回出ましたので、そちらで計算した結果、これは平成30年度の実績でございますが、こちらが100点満点の数字なのですが29.11でございました。

○佐々木委員

市民幸福度が、100のうち29.11点というと、多分普通の学校のテストの点数で言えば30点いきませんでしたというのは、これは落第点ではないのかという感じがしてしまいますが、本当に市民は幸福になったとは少し言いがたいのかという、これは私の感想です。市は市の押さえ方がきつとあると思いますけれども。

さて、そういう30点という点数のもと、第2期の素案がこのように示されました。もう一度、基本に戻って聞くのですけれども、この総合戦略を策定することによって、現実的メリット、国からの補助金というのは、これはそういうお金のことにしてしまっしわけないですけれども、その辺についてはどうなるのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

策定の現実的なメリットとして、今、補助金等というお話がございましたけれども、前回のときは総合戦略に位置づける予定の事業ということで地方創生の先行型の交付金をいただけるということがございましたが、今回についてはございません。

ただ、そのほか地方創生の推進交付金ですとか、拠点整備交付金、それと企業版ふるさと納税、こちらを活用する場合には、総合戦略に位置づけられている事業だということが必要でございますので、これらが活用できることが一つのメリットかと考えております。

○佐々木委員

そこで、第1期との違いについて説明をお願いします。

○（総務）企画政策室木島主幹

第1期と第2期の戦略の違い、人口ビジョンも含めてお答えさせていただきますけれども、人口ビジョンにつきましては、時点修正を行ったところでございまして、最新の国立社会保障・人口問題研究所の推計などを用いて人口の推計をし直したと。先ほど報告のときにお話しさせていただきましたが、2030年の計画人口を9万1,000人ということで置いてございます。こちらの数字につきましては、第7次総合計画で合計特殊出生率、それと社会減の抑制、こちらを数値目標として掲げておりますので、それが将来も続くという仮定のもと、計算し直した数字でございます。

それと、つくりにつきましては、総合戦略というのは国の総合戦略を勘案してつくりなさいということになっておりますので、今回は、国の四つの基本目標、こちらに準じてまとめておりまして、内容につきましては広く市政全般について取りまとめたところでございます。

横断的な部分としましては、小樽商科大学との共同研究ですとかSDGs、こちらは置いてございます。このSDGsの関係につきましては、国でも横断的目標というところで置いてございまして、国は目標なのですけれども、内容が自治体の参加率みたいな数値目標でございましたので、それだと少し地方自治体にはなじまないのかということで目標ではなくて、横断的な視点というところをつくっているところでございます。

それと、中身につきましては、これも総合計画の話になるのですけれども、第7次総合計画で人口減少、少子高齢化への対応というところで、人口減少にまとめた部分がございまして、こちらをベースにして考えてつくっているというところでございます。

それとSDGsの観点、地方創生に国で推しているというところもございまして、1期の総合戦略の中でもSDGsの達成が地方創生に資するということがございましたので、こちらにおいても小樽市においても当然そう

いった部分は示していく必要があるのかなということで掲げさせていただいたところです。

○佐々木委員

SDGsの話が出てまいりました。議会の中では何度か質問等の中で出てきたような気がしますけれども、少し唐突感がある言葉です。これまで市としてSDGsに取り組んできたことというのは何でしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

まず、北海道で行っているSDGsの推進ネットワークというのがあるのですが、そちらに参加させていただいて、情報収集はしているというところが一つと、それと行政の計画ですとか、方針の策定、改訂に当たって、SDGsを最大限反映することが国から奨励されてございまして、そういったときに市内に対する周知が、そういうところでは行っているのですが、直接これがSDGsですという取り組みというのは、今できていないところでございます。

○佐々木委員

SDGsというこの視点、概念というのは国が言うから入れたという軽いレベルで扱うものではないと思います。本腰を入れて中長期的視点に立って取り組むべきものと考えますが、いかがでしょう。

○（総務）企画政策室木島主幹

今回まずは、総合戦略において各基本目標に掲げる施策などを実行することでSDGsのどのゴールに寄与していくのかというのを示させていただいたところでございます。今後、総合戦略に限らず、SDGsの切り口というところでいろいろなものを見直すことは、当然必要だと思いますし、市のいろいろな事業を行っていく中で、明確にこれがSDGsのゴールの何番ですよという話はないですが、当然そこにつながっていく取り組みというのは多くあるとは思っていますので、当然ベースになってくるところなのではないかとは思っております。

○佐々木委員

私は、実は第1期の市民幸福度のときも中長期的に取り組むべきものですよねと聞いたら、そのとおりですというお答えだったのだけでも、残念ながらこういう結果です。これについても中途半端に終わらないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

ところでこの第2期の考えは、その内容、コンセプトというのは全庁的に共有されているでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

素案の策定に当たりましては、当然、庁内の会議ですとか、内容確認ということで、全庁的に紹介を行ってきているところでもございますし、先ほども少しお話ししましたが、第7次総合計画のその人口に関する部分がベースになってきてございます。当然その内容というのは、全庁的には考えられているところだとは思っていますので、一定程度共有はされているものだというふうに認識しております。

○佐々木委員

この第2期の総合戦略、頑張っていたきたいと思いますのですが、先ほどやはりショックだったのは、100点満点中30点、これは言ってしまうと、前市長が始めたものでありました。あの方は、自分の政策については100点満点だというふうには言っておられましたけれども、実際ここに来て30点だったということがわかったという気がしています。第2期は、頑張っていたきたいと思います。

◎教育行政執行方針について

三つ目、教育行政執行方針について伺います。

令和元年度策定された第7次小樽市総合計画を踏まえた推進計画に掲げる基本理念のもと、学校教育・社会教育推進に邁進していることを感じる方針でした。そんな中でも何点かお聞きしたいと思います。

一つ目は、専科教員や授業改善推進チームの配置による主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を一層進めるとともにというふうには書かれています。専科教員、それから授業改善推進チームというのは何でしょうか。

市内での配置状況や、これまでの成果について伺います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

専科教員とは、小学校の国語、理科、算数、体育、外国語において当該教科等の専門的な指導の充実に積極的に取り組むとともに、学級担任の負担軽減等を図る取り組みを実施するために、それぞれの教科等に関わる中学校または高等学校の免許を所有し、専門的に指導できる教員を加配する取り組みでございます。

続きまして、授業改善推進チームとは、児童・生徒の学力向上に積極的に取り組もうとする複数の学校に1名ずつ授業改善推進教員を配置して、その推進教員から成る授業改善推進チームを活用して、学校において学校全体の授業改善に取り組む事業となっております。

今年度につきましては、市内に専科教員が3名、それから授業改善推進チームとして6名の教員が加配されております。

これまでの成果としまして、やはり教員の人数がふえることで、子供たちに、よりきめ細かな指導ができることや、専門的に指導ができる教員が配置されることで、授業改善が進んでいることなどが報告されております。

○佐々木委員

加配できているというのが大事ですね。学校では、こういうふうにしていただかないとならないと思います。特別支援教育支援員を全校に配置というふうにおっしゃってございました。これまでも、この支援員は配置されていたはずですが、全校という意味について、学校によって状況は違うと思うのですが、配置人数等を含めて御説明をお願いします。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

特別支援教育支援員についてでございますが、これまで配置希望のあった全ての学校について、小学校18校中18校、中学校12校中11校に支援員を各1名配置しておりましたが、このたび、これまで未配置だった中学校1校について配置することになったことから、全小・中学校への配置としております。

○佐々木委員

機械的ということではなくて、希望をされているところという意味だということですね。

それから、小・中学校5校を英語教育推進校に指定、小学校1校を理科教育実践校に指定、小学校1校を新開活用実践校に指定、小学校1校をプログラミング教育実践校に指定、小学校1校を道徳教育推進校に指定、体育専科教員を配置する小学校1校を体力向上実践校に指定。指定だけで見ているとこんなにありました。大丈夫でしょうか、心配です。指定されれば、それに伴う研究だとか、研修だとかが増加します。小樽市教育委員会においては、こういうものの精選、それからバランスある配置をお願いしたいと思うのですが、教員方というのは、つついこういふことがあると頑張ってしまうものですから、働き方改革に逆行することがないように、管理職初め、注意を促していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

現在も全ての小・中学校で授業公開を実施しているところでございますが、指定校においては現在、その各学校で実施している内容を改善したり、さらに充実したりして取り組んでいただき、その成果を市内に普及していただきたいと考えております。

また、市教委としまして、各学校をしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

サポートをよろしく申し上げます。それから、現在、市内6校に配置している学校司書を1名増員、スクールカウンセラーを1名増員、それから部活動指導員配置を6校から8校に拡充、こうした人的支援というのが、非常に現場の働き方に好影響を及ぼしているようです。教員方にお聞きしても、本当に助かっているそうですので感謝したいと思います。

ただ、根本的に教員定数の改善が一番の方法ですから、これからも関係各所へ働きかけをお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

教職員が児童・生徒にきめ細かな教育が可能となるように、教育委員会としましては一層の定数改善、それから加配措置の充実などを国に要望するよう、引き続き北海道都市教育委員会の連絡協議会を通じまして、北海道教育委員会に対して要請していきたいと考えております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

それから、「小・中・高校生の文化芸術分野の部活動等への奨励制度を創設し、学校教育における文化芸術活動を支援」と。市長提案によると、文化芸術分野活動における全国大会に出場する小・中・高校生に対する奨励金のことだそうです。初めてなのです、文化系というのがなかなか今までなかったのですけれども、具体的な想定というのはあるのでしょうか。内容説明をお願いしたいと思います。

そして、この分野というのはどうしても部活動による団体というよりは、個人での応募がメインだと思うのですけれども、そこら辺の対応というのはどうなるでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

奨励金の内容ですけれども、現在、具体的な要綱の準備をしているところなのですが、文化芸術系の部活動などで全国大会などに参加する児童・生徒に対する奨励制度を新設するというものでございます。具体的には、対象とする大会を国、地方公共団体、全国高等学校文化連盟などが主催する大会に限定することを想定しております。

一方で、営利を目的とする大会ですとか、民間主催の音楽コンクール、民間の教室などが行う稽古ごとなどの発表会は、対象外にすることを考えております。合唱ですとか、吹奏楽、演劇などの団体のほかに、個人や少数で部活動、例えば写真部、新聞部、放送部、文芸部なども想定をしております。いずれにしても文化系の部活動で、個人、団体を問わず、全国大会への参加者がいたときには対応していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

私は元美術部顧問だったものですから、美術部もぜひ、よろしく申し上げます。

これは最後の質問になりますけれども、忍路中央小学校を活動拠点として、市指定無形民俗文化財である忍路鯨漁撈の行事を子供たちが体験することにより、地域の民俗芸能の伝承活動を推進とおっしゃってございました。私が一般質問の中で、こうした活動の中で文化庁の各種助成金、支援活動を活用ということを話させていただきましたが、見てみると、例えばLiving History（生きた歴史体感プログラム）促進事業だとか、伝統音楽普及促進支援事業、伝統文化親子教室事業など、いろいろなものがあります。こういうものを活用していくというようなことも考えていかれたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

民俗芸能伝承事業で学校とも連携しながら、忍路鯨漁撈の行事に子供たちが触れる機会をつくってきたいというふうに計画しているところでございますけれども、今のところ具体的な事業内容を保持団体、保存団体や学校と調整中で、来年すぐにとすることは難しいのですが、将来的には御例示いただきました文化庁の助成金などを活用した取り組みができないか、研究をしていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

ぜひ、考えていただきたいと思います。

さまざまな教育関係について新たな御提案、これまで続けているものをさらに伸ばしてという御提案がいろいろあって、非常に心強く思いましたけれども、一つやはり教員にとって働き方改革の話もありますので、負担等が余りふえない、増にならないように、また、子供にとってはやはり詰め込み過ぎにならないように、その辺について

は御注意の上、進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○委員長**

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

共産党に移します。

---

**○酒井委員**

**◎陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について**

まず、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方についてお伺いをいたします。

陳情者から趣旨説明がありました。その中でお話しされていたのが、不登校支援に対する思い、それから、自由な教育の模範となるもの、そういった施設ということが述べられておりました。趣旨については、私も十分理解はできるものであります。ただ、そうはいっても実際に可能かどうかということも含めてお話を伺いたいと思います。

このフリースクールですけれども、学習面のプレッシャーでありますとか、人間関係の悩み、いじめ、さまざまな事情から学校に通えない児童・生徒が通う民間の教育施設、こういった一面があるというふうに言われております。ただ、実態として、公立のフリースクールというのは、私の聞く限りでは聞いたことがないです。私立とか、そういったところはあると思うのですけれども、市立のフリースクールというのはいり得る話なのかどうか、お伺いいたします。

**○（教育）学校教育支援室大山主幹**

市立のフリースクールという御質問でございますけれども、フリースクールは、その目的や内容がさまざま、NPO法人の民間団体などが設立するものでありまして、文部科学省の調査等からも市立または公立で設置しているものはないと把握しております。

**○酒井委員**

ないのですよね。まず、できないと思うのです。

まず、それは一つ置いておいて、もう一つ、先ほど陳情者の方が、自由な教育というお話をされておりました。それで、このフリースクールについて、先ほど文部科学省の調査でもないという話でありましたけれども、公設民営というのもあるのです。実際にそういったつくったものというのは、ただ、公営というのはいりないのです。

このフリースクールの定義の中で、こんなふうにも出されています。伝統的な学校教育に伴いがちな義務、管理、権威といった一切の強制的圧力から子供を解放し、全面的に個人の主体性を信頼し要求を尊重した、自由で個性的で民主主義的教育の実現をめざす学校、こういうのもあるそうでありまして。公教育ではできない教育を行う目的で、学校教育法第1条に該当する、いわゆる一条校として、正規の学校としている例もあるそうでありまして。

ただ、私立ではなくて、これもまた市立として設置するということは可能なのでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室大山主幹**

繰り返しになりますけれども、その設置の目的等を鑑みますと、市立での設置はできないものであると認識しております。

**○酒井委員**

できないのですね。公の教育でできないことをやるために、私立の学校などをつくったりとか、いろいろなことをやって、自由なことを伸び伸びとやるというのは、確かに趣旨としてはわかるのですけれども、それを市立で、公立でやれという形になると、やはり矛盾してしまうと私も思ってしまうのです。

では、この不登校児童に対する支援というのは、本市では一体どうなっているのかという話です。不登校児童や生徒の居場所、これについては、小樽市教育支援センター登校支援室、ここのふれあいルームですとか、ふらっとルーム、こうしたものなどがその役割を發揮しているのではないかというふうに私は思っております。現状とその役割をお示し願えますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

本市の教育支援センター登校支援室でございますけれども、まず利用する子供たちの人数でございますが、年度途中で学校に復帰する場合もございますので、月ごとには変わりますが、現在、小学校では10名、中学校では23名で、合計33名の在籍となっております。

それで、この設置の意図といいますか、取り組みでございますけれども、一人一人に応じた学習ですとか、教育相談、または、さまざまな活動を通して、集団生活への対応ですとか学校復帰に向けた取り組みなど、子供たちの社会的な自立に向けて取り組んでいるところでございます。

○酒井委員

私は、この役割はとても重要だと思っています。そして、その役割をしっかり果たしていると思います。率直にお伺いしますけれども、小樽市教育委員会として、こうした登校支援室などの取り組みでは、十分ではないというふうなお考えはあるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

国の考えとして、不登校児童・生徒への支援に対する考え方ですが、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくて、子供たちの社会的な自立を目指すということになっておりまして、やはり子供たち一人一人の状況に応じた支援を行うために、登校支援室のみならず、さまざまな関係機関等を活用する必要があるというふうに考えております。本市としても、民間団体等と今後も十分連携を図りながら、不登校児童・生徒への支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

そうですね。文部科学省で進めていることでも、やはり社会的自立ということも出されている。だからこそ、そういう民間などとの連携した取り組みをやられているということで、私はとても大事なことなのではないかと。その上で、市としてやれることは何だろうということで、教育委員会として今もやっているのだと思います。

答弁の中で、不登校問題として市立のフリースクールはどうかということについては、ないと。それからもう一つ、自由な教育を行うということで、市立の学校をつくることは可能かということにつきましては、できないということです。現実的には、市立のフリースクールというのはとても難しい話だと思っております。引き続き、私としても、この問題についても調査してまいりたいと思っております。

○小樽市立学校における働き方改革について

次に、小樽市立学校における働き方改革について質問をいたします。

公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を導入する、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法いわゆる給特法の改正案が、12月4日、参議院本会議で、与党などの賛成多数で可決、成立いたしました。2021年4月から、自治体が条例を制定すれば導入が可能となるということでもあります。

文部科学省の平成16年度の調査によりますと、小学校教員の約3割、中学校教員の約6割が過労死ラインとされている月80時間の残業をしているということが出されているわけでありまして。これは、1日に直しますと3時間半以上の残業ということになります。小樽市としては実態をどのように捉えているのでしょうか。最近の数字を示してください。

○（教育）教育総務課長

本市の教職員の、いわゆる残業時間でございますが、直近のデータでは、2019年4月から6月の3カ月間のデー

タでございますけれども、その中では、平均して月22時間程度の残業時間となっております。

**○酒井委員**

月22時間、平均してということでありますけれども、でこぼこもあるのではないかと。これを見て、まず、小樽市立学校における働き方改革行動計画です。この行動計画の中では、目標として示されております、教員の在校等時間から条例に定める勤務の時間等を減じた時間を1カ月45時間以内と、1年間で360時間以内とするということが行動計画の中では示されています。目標と照らして、現状についてどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

**○（教育）教育総務課長**

先ほど平均の残業時間について答弁いたしましたけれども、まず、この行動計画で目標としている月45時間以内としている目標を超えている教職員の割合は、全体の4分の1程度となっている状況でございます。

**○酒井委員**

4分の1程度を超えているということで、これをやはり改善していかなければならないと思います。こういった超えている現状について、やはり改善していく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○（教育）教育総務課長**

行動計画の中でも、いろいろな方策で、教職員の過剰な勤務の実態を改善していくということで定めておりますので、あらゆる手段を用いて縮減に努めてまいりたいと考えています。

**○酒井委員**

それで、普通の会社でいきますと、いわゆる残業手当がつきますけれども、教員にはつきません。残業手当について、給特法ではどのようになっているのか。また、なぜ、そのようになっているのか、お伺いをいたします。

**○（教育）教育総務課長**

給特法第3条第2項に規定しておりますが、教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないというふうに規定されております。この理由につきましては、教職員の勤務の特殊性ということで、具体例を申し上げますと、夏季休業や冬季休業のように長期の学校の休業期間があるということ。繁忙の時期と比較的余裕のある時期があるという特殊性を考えて、それを一般行政職と同じような時間管理を行うことは、必ずしも適当ではないという、当時、法律制定時に趣旨が示されているところでございます。

**○酒井委員**

それでは、その導入の問題点について伺っていきたいと思います。

ここに示されている変形労働時間制におきますと、4月、6月、10月、11月、この勤務時間については、週3時間程度ふやすと。その分、夏季休業5日程度の休みに振りかえることをイメージされているということが、改正案の中では出されておりました。こういった認識でよろしいのかどうか、お伺いいたします。

**○（教育）教育総務課長**

今委員がおっしゃったのは、文部科学省がイメージとして一例を示しているものでございまして、全くそのとおりでございますけれども、そのイメージどおりという、実際の決め方につきましては、各自治体で対象期間等、さまざまな条件に応じて決めることになるものと考えております。

**○酒井委員**

そうなのです、自治体が決めることなのです。文部科学省のものはあくまでもイメージということであります。現在は1日8時間労働であります。これを繁忙期に10時間までふやせるとしているわけであります。人間の生理として、その日の疲れはその日に取らなければならない。寝だめ、食だめということはできないのです。4月は疲れけれども、その分を8月でとるということも、やはりできないのです。

ショッキングなことがあります。教員の過労死の問題です。これは5月、6月に多いというふうに言われていま

す。もし、その時期の労働時間をふやすことになれば、ただでさえ、多忙な教員の皆さんの健康が懸念されるわけです。ここで文部科学省は、育児や介護を行う教員に配慮するという条件でありますけれども、配慮すべきは育児や介護する人だけではありません。私は、この変形労働時間制は8時間労働制を崩すものではないかというふうに思います。教育委員会にそのお考えを伺います。

○（教育）教育総務課長

まず、実際の教員の業務として、年度初めの4月になりますと、例えば家庭訪問等で保護者の自宅を訪問することがよく行われておりますけれども、親の都合によってどうしても夜分に訪問をしなければならないという、そういう実態もございまして、8時間という決めでこの時期に行くことがなかなか難しい。そういう状況も一例としては挙げられるものですので、8時間労働制というものも確かにございますが、そういう実態に合わせて、今回はその変形労働時間制というものを国で示したのではないかと考えております。

○酒井委員

基本が、やはり大事だと思うのです。イレギュラーなところはあります、多忙になったりなどする場合で。ただ、それが恒常的にやられてしまうということは、やはり大問題だと思うのです。それは自治体それぞれの判断において考えていくべき事柄ではないかと思えます。

連続休暇の問題です。

文部科学省は、この連続休暇がとれるということが、かなりこの変形労働時間制だとよいのだというふうなアピールをしていましたけれども、こういった制度を使わなくても連続休暇はとることができるわけです。他市、岐阜市であります。連続16日の学校閉庁日を設けていると、そういった例もあるわけでありまして。

では、小樽市はどうかといいますと、夏季3日、冬季は12月29日から1月3日まで、お盆と年末年始の休暇というのを連続休暇としているわけでありまして、こうした連続休暇についての教育委員会としてのお考えをお伺いいたします。

○（教育）教育総務課長

委員がおっしゃるとおり、行動計画の中で学校閉庁日というものを夏季と冬季で定めておきまして、例えば夏季におきますと、8月15日前後、なるべく土日祝日を絡めて連続してとっていくということで、長期的な休暇を確保することで、教員のリフレッシュ、そういう時間を確保できるものというふうに考えております。

○酒井委員

そうなのです、そうした取り組みによってしっかり休むことができるというようなことは、現行でも十分可能なわけでありまして。

やはり教員の長時間や過密労働、この改善のために教員をふやすことが必要です。先ほど佐々木委員からの質問もありましたけれども、やはりここが根本なのではないかと。それから、やはり業務を削減するべきだということもあります。

さらに、残業代の不支給、こういうのをやめることですか、労働基準法第37条の適用除外の削除、すなわち時間外、休日及び深夜割増賃金の支払い、こうしたことが総合的に必要ではないかと思っております。

教員の願いは、子供とかかわること。それから、授業準備の仕事をしっかりと労働時間内に位置づけることだというふうにも言っております。こうした私の意見についての見解を伺います。

○（教育）教育総務課長

先ほど佐々木委員への答弁の繰り返しになってしまいますけれども、まず、教員の定員をふやすということにつきましては、やはり児童・生徒にきめ細かな教育が可能となりますので、小樽市教育委員会といたしましても、引き続き、道都市教育委員会連絡協議会を通じまして、北海道教育委員会に対して国に要望するようにしていくということは、教育委員会としては重要なことだと考えております。

それから、教員の業務の削減につきましては、本市の行動計画の中でも業務の削減ということで、一例を挙げますと、校務支援システム導入の検討ですとか、それから、本来担うべき業務に専念できるように、外部の職員というのでしょうか、外部の人材を活用して、教員方が本来の業務に専念できるようなものを教育委員会としても取り組んでいくというふうに考えているところでございます。

○酒井委員

しっかりと教員の負担軽減に努めていただきたいというふうに思っています。

結論から言いますと、文部科学省が示すような変形労働時間制を導入しなくても、現行制度の運用で可能ではないかと思うのです。この変形労働時間制を仮に導入した場合、教職員の過重労働は解消されると考えているのか、伺います。

○（教育）教育総務課長

この変形労働時間制につきましては、これから国や道で議論が始まっていくものでございます。これらの推移を見ながら、市教委としても、どのような形ができるのか、そういうものを注視しながら、注意をしていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

現状、現行制度の運用で十分可能なのです。ただ一方で、教員の皆さんからは、すごくこういったものについて危惧する声も出ています。やはり、道の言いなりということではなくて、自治体で決めるわけですから、小樽市としても、このことについてもしっかりと注視をしていただきたいと思います。何よりも本当に現場の皆さんの声をしっかりと聞いた上で、どのような形になっていくかということも含めて考えていただければと思います。

◎石狩湾新港について

次に、石狩湾新港についてお伺いをいたします。

今回、石狩湾新港管理組合議会が行われ、その中で既に補正予算、そして当初予算なども決まったわけでありませう。これまで、この総務常任委員会の中では、こうしたことについて意見を述べる機会があったのですが、なかなかそれもできなくなってしまって、もう決まった後の話になるのですが、改めて、小樽市として妥当と判断して同意の回答をしたことについて、どうだったのかということも含めてお伺いをしたいと思います。

まず、今回の補正予算についてお伺いをいたします。

防災・減災、国土強靱化の強力な推進として、走錨事故の防止等に関する緊急対策を行うということが、今回出されていたわけでありませうけれども、どういったメニューで行われたのか御説明を願います。

○（総務）企画政策室高山主幹

国の補正予算メニューの、先ほど委員もお話しされていましたが、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保のうち、防災・減災、国土強靱化の強力な推進というのがございまして、その中の走錨事故の防止等に関する緊急対策というメニューであると聞いております。

○酒井委員

防災・減災、国土強靱化の強力な推進ということでありませうけれども、どういった分野で、インフラはどのようなものなのか、お伺いできますでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

国土交通省関係補正予算の概要によりますと、たくさんございませうので幾つか例を挙げますと、水害、土砂災害対策として調節池やダム等、排水施設の整備、鉄道、道路ののり面、盛り土の防災対策。今回の港湾の関係で言いますと、走錨事故対策ですとか港湾施設の老朽化対策。あと、その他の防災対策としまして、緊急輸送道路等の無電柱化や橋梁の老朽化対策、また公園等の防災機能強化などが示されているところでございませう。

○酒井委員

今回の総事業費、それから組合負担、本市の負担はどのようになっているのか、お示してください。

○（総務）企画政策室高山主幹

今回の北防波堤補正予算の総事業費ですが、6億3,000万円となっております、そのうち管理組合、管理者負担が9,450万円で、そのうち小樽市の負担としましては1,575万円となっております。

○酒井委員

先ほど走錨事故の防止と言いましたけれども、走錨とは一体どのようなことでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

走錨を簡単に申し上げますと、船が錨を投じたままそのまま流されることで、強風時など海底の状態が錨をおろす状態に適していない、そういうときに起こるものです。

○酒井委員

この走錨事故防止ということで、これまで石狩湾新港の中でこの走錨があったというふうには聞いているのですけれども、これまでこうした走錨事故はあったのかどうか、お伺いいたします。

○（総務）企画政策室高山主幹

国の機関で運輸安全委員会というのがあるのですが、そのホームページによりますと、石狩湾新港では過去10年間で走錨事故は2件発生し、うち1件が港内での事故となっている状況です。

○酒井委員

1件なのですね。

それでは、北防波堤、これはリスクが非常に高いというような認識なのかどうか、改めてお伺いいたします。

○（総務）企画政策室高山主幹

北防波堤のリスクと申しますか、石狩湾新港自体は港内の泊地が狭い、狭隘だということと、海底が砂地で走錨の危険性が高いということが、リスクとして言われております。

○酒井委員

これまでも、この北防波堤について静穏度を上げるというのが目的だと防波堤事業のことで言われておりました。

それでは、ここの部分でお伺いしますけれども、これまで荒天で荷役停止のあった例はあったのかどうか、お伺いします。

○（総務）企画政策室高山主幹

管理組合に確認したところ、直近で押さえている平成29年6月以降の話にはなるのですけれども、荒天により荷役を停止した事例は3件ということで聞いております。

○酒井委員

これまでも、この北防波堤について、それから、この西1号岸壁のためにつくられるこの北防波堤、静穏度を上げるためと言われておりますけれども、この西1号岸壁の貨物量におけるチップ船の割合を過去5年間でお示し願えるでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

過去5年の、チップ船の船舶数の割合で申し上げますけれども、平成26年が、全体21隻に対してチップ船が16隻で、割合としては76%。27年が、全体20隻でチップ船が18隻の割合が90%。28年が、全体27隻に対してチップ船が19隻で割合が70%。29年が、全体63隻でチップ船がそのうち17隻で、割合が27%。30年ですが、全体が23隻に対して、チップ船が18隻で、チップ船割合は78%となっております。

○酒井委員

いろいろ示されましたけれども、あくまでもその船の数からいくと、専用というふうになかなか見られないかも

しれないですが、貨物量においてということ言えば、このチップ船の割合というのは非常に高いものだと思います。きょうはここでは聞きません。

それでは、ここの岸壁の今後の貨物の動向はどのように捉えられているのか、伺います。

○（総務）企画政策室高山主幹

今後の動向ですけれども、現在計画中の風力発電に関連した風車資材等を運搬する船舶などの利用も想定されるのですが、そのほか経済情勢などに大きな変化がなければ、これまで同様の動向で推移されるものと考えております。

○酒井委員

これまで同様ということなのですね。ということは、やはりチップが主になるということだと思います。

チップ船は、荒天の場合は防波堤の中に入ることができない。そのために安全な海域に避難することになります。では、小型船はどうかというと、小型船は係留強化して対応するということになります。

今回、こうしたさまざまなことが出されていましたが、結局、もう理由は立たなくなっているのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

チップ船は、確かに大型船ですので、港内の停泊はできませんけれども、小型船などで港内でも停泊が可能な対象船舶もございまして、それらの船が、走錨によって大型船や岸壁などへ衝突する事故も懸念されるところです。国の補正予算の資料においても、安全な避難水域の確保で事故の未然防止対策を実施することを目的としておりますので、防波堤の整備自体は、港内への波の侵入を低減して、走錨事故対策としても有効なものというふうに考えております。

○酒井委員

やはり理由が立たないのですよね。もともとこういうふうに、今、急がなければならないようなことでもないにもかかわらず、こうやって理由をつけられてしまうと。問題があると思っています。

では、北防波堤延伸について伺います。

新年度予算でも、緊急でもない私たちは主張していますけれども32億5,000万円、管理者負担4億8,750万円という巨額の事業費が計上されております。かつては20億円程度だったと思うのですけれども、去年は31億円と。ことしは32億5,000万円と、どんどん膨らんでいっているわけです。なぜこのようになっているのか、伺います。

○（総務）企画政策室高山主幹

年度によって額が膨らんだということですが、事業の進捗を図るため次年度の施工条件、やる場所が年度によって違いますので、その施工条件や施工量を踏まえて効率性を考慮して、こういう額を要求したものと聞いております。

○酒井委員

効率性といいますけれども、膨らんでいくことについて小樽市としてどのように考えているのですかとお伺いしたのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

事業費が膨らむことに対しては、その内容を確認して、年度において必要な整備状況であることを確認して、管理組合とは協議しております。その事業が膨らむこと自体で、当然、全体予算がふえて母体負担金へも影響してまいりますので、その事業費が膨らんだことで市の負担がどういうふうになるのかということを考えながら、聞きながら、影響ができる限りないような形でやる場合については、市として同意するというふうに考えております。

○酒井委員

結局、どんどん北海道が進めるままにやられてしまうと思うのです。

ところで、いつになったら完成するのだという話です。もう、この質問についても、昨年と同じ質問をしました。いつまでも延々と続けられることになってしまうのではないかと言いました。どうなっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

事業期間がいつまで続くかということですが、現時点では、現在、令和3年度完成予定となっている北防波堤の事業ですが、現時点では、来年度予定される事業再評価で、新たな完成予定年度が示されると聞いております。

○酒井委員

結局、いつになるかわからないということですよ、できるのは、示されているのは令和3年度ですが、事実上不可能ですよ、今の段階では。

○（総務）企画政策室高山主幹

現在示されている期間、令和3年度までに完成するのは少し難しいと思っております。

○酒井委員

本当に難しいというか、事実上不可能です。そして、これでまた見直しということを行っていますけれども、本当にいつまでもこの工事が続けられ、いつまでも市の負担がふえていくというのは、私は、小樽市としてしっかりと、やはり意見を言う必要があるのではないかと思います。

最後に、港湾建設費についてお伺いをいたします。

これが歳出の半分を占めるような状況になっています。過去10年間で最大であります。その一方で、使用料収入の歳入に占める比率、これはそれほど上がっていないのです。

では、港湾建設費はどのように賄われるのか、制度の仕組みについて示してください。

○（総務）企画政策室高山主幹

この港湾建設費の賄われ方ですが、財源で申しますと、起債、組合債と交付金、それと、残りは一般財源となりまして、その一般財源自体は使用料収入と。使用料が足りない部分では母体負担金で賄われているといった状況になっております。

○酒井委員

まず、この過去最大となったことについて、小樽市としてどのように捉えているか伺います。

○（総務）企画政策室高山主幹

今回、過去最大の港湾建設費の金額とはなりましたが、市としましては、これが母体負担への影響を考慮して全体の予算が組まれたものですので、事業実施の効率性だとか、そういうのを考えて、この予算要求に同意したものであります。

○酒井委員

この港湾建設費についてでありますけれども、先ほどの御答弁の中では、組合債の発行と交付金、それから一般財源、そして足りなければ、北海道、石狩市、小樽市の各自治体の負担金で賄っているということでありました。

ただ、この使用料の歳入に占める比率が上がっていないという一方で、どんどんふえていくということになると、使用料に見合わない港湾整備が行われているということのあらわれではないかと思うのです。そういうことではないのですか。

○（総務）企画政策室高山主幹

港湾は、地域経済の維持ですとか、発展のための基盤でございますので、公共として整備するものが多い状態です。したがって、その整備自体を使用料で賄われないという事例といいますか、そういうのが多いものと考えております。

○酒井委員

公共の部分というのはあるのです。ただ、先ほどのお話で西1号岸壁についてのことで、事実上のチップ船専用岸壁になっているのではないかと聞きました。本当に公共ということでは、さまざま船が出てくるということが当然あるのですけれども、そういった事実上の専用岸壁みたいな形になっていて、わずかに小型船が使われる形で、公共とはなかなか言えないのではないかと思います。大きな問題だと思います。やはり使用料に見合った港湾整備を母体の一つとして、小樽市として、求めていくべきではないかと思いますけれども、お考えはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室高山主幹

使用料に見合ったということですが、使用料、手数料の予算見積もり自体は、その時々々の社会経済情勢など、また前年度実績などを考慮して確実に見込まれる額を計上していると聞いております。その使用料に見合った、整備費と使用料のバランスよくという意味だと思いますけれども、その中でも特別会計においては、一般会計からの繰り入れが生じないよう、収支改善が必要なところでございますので、母体負担の軽減を図るためにも、この点については、これまで同様、管理組合には申し入れていきたいと考えております。

○酒井委員

母体負担の軽減を申し入れていきたいということでありまして、具体的に石狩湾新港管理組合に、そういった負担をお願いしたいということをおっしゃるのですか。

○（総務）企画政策室高山主幹

管理組合では、こういった予算ですとかの協議を、管理組合議会で諮るわけですが、その議会の前に、必ず副管理者である副市長と我々事務方の事務連絡協議会という場がございます。今回もこの予算案について、その会議の議題となったところです。その場においても、小樽市としての意見として、先ほどもお話ししましたが、特別会計自体は、その経営収入で収支を保つのがまず基本ですということ、今後、施設の利用促進ですとか、維持管理費の削減など、収支改善に努めていただいて、少しでも特別会計の理想のあり方に近づくようにやっってくださいということで、会議の場で小樽市として意見を申し述べているところです。

○酒井委員

結局、今までと変わらないのですね。これまでも、これは言ったことなのです。しかし、こうした大きな負担というものは、これからも残り続けるということで大問題だと思います。

◎海技教育機構との協議状況について

次に、海技教育機構との協議状況について報告がありました。その中で、貸付料なども示され、そして、間仕切りなどの最小限の改修については1,000万円から1,500万円程度を想定して、2分の1を海技教育機構に御負担いただくというような説明だったというふうに思います。

こうした改修費について、最小限にしていくことは、当然必要だと思いますけれども、現時点でのお考えとしてお伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海技教育機構との改修の方法や改修費の負担についての協議に当たりまして、機構に対しては、概算の費用をお示しして、今回、その改修費の2分の1を負担していただくという合意に至ったものです。このため、市としましては、機構との区分に関してこれ以上の改修は想定してはおりませんが、もし仮に、今後、想定外の改修の必要が生じるような場合には、その際には機構と協議したいというふうに考えております。

○酒井委員

◎豊倉小学校の閉校式について

最後に、豊倉小学校についてお伺いをいたします。

今回、新型コロナウイルスの関係上、閉校式が延期になってしまったのです。ただ、やはりなくなってしまう学

校ということで、閉校式というものを、今は延期になったけれども絶対に行う必要があると思います。やり方としては工夫していかなければならないし、卒業式を行うことを参考にすることも必要なのかもしれないです。現時点での閉校式のお考えについてお伺いをいたします。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

豊倉小学校の閉校式につきましては、2月29日に挙行を予定しておりましたが、全国的な新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染拡大の防止を図る観点から2月26日に延期を決定し、現在は挙行の可否や規模等につきまして再検討を行っているところでございます。

今お話のありましたとおり、閉校式は閉校する学校としては非常に大事なものではあるということは私どもも考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の関係もでございますので、ただいま検討中というところでございます。

○酒井委員

卒業式でも、その小規模な学校の場合といたら、やはりその分考慮されるというふう聞いています。なかなか判断が難しい話でありますけれども、やはり子供たちや関係者の皆さんが本当に納得して新しい学校に行けるような形で御検討をお願いしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎市民税・道民税の申告書の提出期限の延長に伴う影響について

まず、新型コロナウイルス感染症の関係で、今後、市政を執行するに当たり、さまざまな影響があると思いますので、1点、これに関連して伺います。

それは、市民税・道民税の申告書の提出期限の延長に伴う影響についてです。

市・道民税は、税額決定に当たり、給与、年金など源泉徴収票その他の支払調書、また確定申告や市道民税申告書の内容が反映された後、納付書が発行されます。しかし、先ほど報告がありましたとおり、本年は、感染症予防のため、申告書会場の来場者の分散を目的に、特例により4月16日まで提出期限が延期になりました。多少ならいいのですが、1カ月提出がおくれることによって、当然、賦課作業がおくれるため、通常、6月に納付書が送られますが、これについて、おくれることによって影響がないのか懸念します。また、国や道から何らかの指示があるのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）市民税課長

国や道からの指示、通知ということで、時系列で説明させていただきますけれども、まず、総務省から、道に対して2月27日付の事務連絡で、地方税法及び各自自治体の条例に基づきまして、提出期限または納付・納入期限の延長ができるというので、適切に運営するようという通知がまず出されました。

これを受けまして、道から各市町村へ、3月3日付になりますが、北海道税条例に基づきまして、個人道民税の

申告期限を、先行して4月16日まで延長するという旨の連絡がありました。

翌日3月4日付で、各市町村においても、道と同じく申告期限の延長の取り扱いを行うように通知がありました。通知というのはこれだけでございますので、例えば住民税におきまして、当初賦課のタイミングですとか、あと、納期限の設定とか、そのようなものの通知は特に国や道から改めて指示は得ておりませんので、現在、6月の市・道民税、普通徴収の納付書につきましては、例年どおり同じ時期に発送するという予定で動いてございます。

#### ○松田委員

今お聞きしましたら、6月に通常どおり納付書を送るということなのですが、要するに市・道民税のデータというのは、市民税だけではなくて、介護保険料や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料計算の基礎になり、また、その課税か非課税かによって保険料の軽減判定などにも反映されることから、他の税額にも影響が出るのではないかと思うのですけれども、税額については、市民税課では計算はできないと思うのですが、そういった懸念についてはいかがでしょうか。

#### ○（財政）市民税課長

現時点で給与支払報告書ですとか、公的年金等の支払報告書というのは、直接、本人を介さずに市に提出されております。1月31日が、一応、提出期限でございますので、現在、8割、9割方は市に提出されていると考えております。

課税内容の内に、このため、所得金額の部分につきましては、ある程度は把握できていると考えますが、このほか、例えば医療費控除ですとか、あとは営業所得ですとか、御自分で所得申告を追加したり、控除を追加するという場合がありますので、これらのケースにつきましては、その申告期限が延びることによって、各保険料の算定に影響が出る場合もあるのではないかと考えられます。

従前から市民税課では、申告期限におくれて提出された場合でも、できる限り当初賦課に間に合うように、拾うように対応をしておいております。今回も、関係する部署と連携をとりながら事務を進めまして、影響が最小限になるように努めてまいりたいと考えております。

#### ○松田委員

確定申告する方はほとんどが、全てではないですが、還付を目的にやっていますので、少し還付がおくれることについてはそれほどではないと思うのですけれども、やはり納付する方については、当初、給与の源泉徴収票とかで計算されて、ところが後で修正されたりだとか、おくれることによって納付が4回で払うものが3回になったりだとか、そういった影響も出てくるのではないかと思います。そういったことで、これは小樽市だけの問題ではありませぬので、全国・全道的な問題ですけれども、これらについては、今、課長からも答弁があったとおり、しっかり所管部署と連携をとりながら、無事故でしっかりした対応をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

#### ◎移住促進について

では、次に、移住促進についてです。

先日、我が党の高橋克幸委員が、財政について予算特別委員会の質問の中で、財政と人口問題は切っても切れない関係であることを指摘していました。歴代の市長も、人口対策について最重要課題であるとして公約に掲げてきましたが、人口減対策の一助がこの移住促進であると思います。

今までも移住促進については、市としてもさまざまな形でしてきましたけれども、今定例会で新たな移住策として、三世代同居や近居のため移住する人に5年以上居住することを条件に中古住宅の取得及びリフォームに関する経費を最大100万円補助するという新たな施策が示されました。これからの事業なので不確定要素もあるかと思いますが、この制度の考え方についてお伺いします。

この目的として、三世代同居ということから、Iターンではなく、小樽に居住経験のある人が戻ってくるUター

ンの要素が強いのではないかと考えておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今回の制度につきましては、三世代同居・近居ということで、要件としましては、親世代もしくは子育て世帯、どちらかが小樽市にいる方で、外から移住していただくというのを対象にしておりますので、どちらかが小樽にいるということですから、IターンよりはUターンのほうがメインになるのかとは感じております。

○松田委員

あと、対象ですけれども、主に首都圏からの移住を考えているのか、それとも、市外であれば前居住地がどこというのを問わないのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今回、移住元の住所については制限しない方向で考えておりますが、直近1年以内に小樽にいて、またすぐ戻ってくるとか、そういったところは要検討な部分があるのかというふうには考えております。

○松田委員

その場合、要するに、小樽以外に住んでいる方を対象ということですので、その際の募集の周知についてはどのようにするのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

先ほども申し上げたとおり、どちらかの世帯が小樽にいるという前提の事業でございますので、広報おたるを使うというところはあるのかと。あとは、当然ホームページですとか、そういったところも活用していきたいと考えております。

○松田委員

あと、これは少子化対策も兼ねていると、市長が提案説明しておりましたことから、移住対象世帯は、学齢期もしくは学齢期前の子供があり、親世代の年齢から考えるとおおむね30歳代から40歳代の方を想定しているのではないかとこのように考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

当然、子育て世代というところが一つのターゲットでございますので、そういったところがメインになってくるのかとは思っております。

○松田委員

それと、中古住宅が対象というふうに要件になっているのですが、その場合、親なり、子なりが現在住んでいる家をリフォームして住むことも対象になるのか、それとも今まで誰も住んでいなかったところを、家屋をリフォームしたり何かして住んでもらうというような、そういったことなのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

リフォームだけでも対象にする予定ですので、購入を必須とはしておりません。購入だけでもいいですし、リフォームだけでもいいですし、購入してリフォームしてもいいというふうに考えております。

○松田委員

そして、要件の中に5年以上居住するとありましたが、5年というのはどういった根拠での要件なのか。また、5年以上住むということの立証はどうするのか。例えばですけれども、何らかの事情により5年未満で転居せざるを得なかった場合に市としてどのような対処を考えているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

5年の縛りにつきましては、今やっております東京圏からのU・I・Jターンの移住支援金、これは国の制度なのですが、こちらで5年間居住することという要件がございますので、それを参考にさせて、設定させていただいたところです。

それと、5年間の居住実績をどういうふうを確認するのかということにつきましては、当然、申請時に御本人から同意をいただいて、例えば住民登録でチェックするとか、あとは何らかの部分で申請いただくですとか、その辺はやり方を考えていこうかとは思っております。

それと、違反した場合の返還金につきましても、先ほど申しあげました東京圏からの移住支援金でも、期間によって割り落としがあるのですけれども、返還の規定がございますので、そういったところを参考にして、設定すべきものなのかというふうには考えております。

○松田委員

ということは、5年住むかどうかというのは、やはり後追いというか、追跡というか、きちんと住んでいるかどうかというチェックはしていくということではないのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

当然、当初に住む予定であるという申請は出していただくのですけれども、その後、そこで放ったらかしておくというわけにはいきませんので、何らかのところで確認する必要があるかとは考えております。

○松田委員

では、後の確認をするということなのです。あと、この申請に当たって、移住者の所得制限はあるのか、また、先着順にするのか抽せんにするのか、選定方法について、どのように考えているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

所得制限につきましては、行わない方向で考えてございます。それと、先着順か抽せんかということなのですが、これは先着順で予算の範囲内ということと考えているところです。

○松田委員

今、所得制限はないということ、通常だといろいろな補助制度では所得制限とかがあるのですけれども、やはり移住して来ていただくことが目的なので、所得制限は設けないということなのではないのでしょうか。その点についての考え方をお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

委員のおっしゃるとおり、今回のメインが、補助、単なる住宅の取得なりを支援するわけではなくて、あくまで移住していただくということが主目的でございますので、所得制限については考えてこなかったところです。

○松田委員

あと、リフォームなのですけれども、他の制度と同様にリフォーム業者は市内の業者に限定するのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

確かに、建設部で行っていますエコリフォーム助成、これも市内業者に限定しているというところもございまして、実際、今度はリフォームをやることによって、市内経済にお金が回っていくというところもありますので、この事業につきましても、市内業者に限定できればと考えております。

○松田委員

これは新しい移住政策ですので、人口減少が進んでいる小樽にとってこの制度が移住、人口減対策の有効手段になることを願っております。またいろいろやってから課題とか出てくるとは思いますが、それについてはしっかり整理しながら、今後頑張っていきたいと思っております。

◎防災計画について

次に、防災計画について伺わせていただきます。

例年2月に、防災会議が開催されます。2月ですから本年はもう、既に終了したと思っておりますので、この2月に行

われた防災会議で、どのような内容が協議されたのか。その点について伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

防災会議ですが、今年度は2月18日に防災会議を開催し、内容といたしましては、小樽市地域防災計画の見直しと防災訓練について行いました。そのほかに、次回開催の防災会議の日程について、7月をめどに開催することを事務局から提案しまして、了承を得ました。

○松田委員

今、見直しについて話されたということなのですが、これによって、今回、見直された防災計画にはどのようなものがあったのか、主な協議内容と主な改正点についてお示ししていただきたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回の見直しにつきましては、防災会議の委員に、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会会長を加えたことや、土砂災害警戒区域が新たに18カ所ふえたことなどのほか、大きな変更はなく、時点修正が主な内容でありました。

○松田委員

実は昨日、新聞報道で、災害避難所に女性の視点が生かされていないという新聞記事が掲載されていました。前にも言いましたとおり、私が議員になったときに、東日本大震災がありましたので、それでやはりいろいろな過去の経験からいくと女性の視点が生かされていないということが多くありました。女性の視点を生かしたものにするために防災会議に多くの女性委員の登用を要望して、登用されることになったため、この記事では、災害避難場所に女性の視点が生かされていないというところには小樽市は入っておらず、避難マニュアルに女性の視点の記載のある自治体に小樽市が入っていたのでほっとしていましたが。

ちなみに北海道胆振東部地震の際、小樽市でも何カ所かの避難所が開設されましたけれども、そのときは運営側として、女性職員は配置されていたのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

北海道胆振東部地震の際には、七つの避難所を開設しました。全ての避難所に、常時、女性職員を配置することはできませんでしたが、交代制で職員を配置する中で、女性職員も配置いたしました。

○松田委員

全部には配置されていないけれども、交代で女性職員の配置はされていたということですが、避難所の開設をされた後に、皆さんで課題だとかいろいろ検討されたと思うのですが、その際、避難所を開設したときに、ここは女性の視点到欠けるよねとか、そういうような何か指摘事項はありましたでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

直接避難された方からは、女性の視点に関する指摘はございませんでした。しかし、その後に行った職員向けのアンケートや、避難所開設訓練の際には、女性の視点に関する事項が多く含まれておりましたので、これらについては取り入れ可能なものから実施してまいりたいと考えております。

○松田委員

指摘事項として何かありませんでしたか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

例えば避難所開設訓練を昨年11月に実施しました。その際には、開設訓練の運営スタッフが男性ばかりで訓練を行ったものですから、女性も入れてください、女性の視点がないですというようなことは言われました。その点は反省して、次回に生かしたいと考えております。

○松田委員

昨年の避難所開設訓練に引き続き、新年度では避難所運営訓練を行うことになっていきますので、そのときはぜひ、

今、お話があったとおり、女性の視点を生かした避難所運営訓練になることを願っております。また、来年1月には、冬季訓練も行うとも聞いておりますので、いろいろ検討しながら、女性の視点を生かした、男性では気づかないところをしっかりと生かしたような訓練を行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎第3次小樽市消防長期構想（案）について

では、次の質問に移らせていただきます。

今回、提示された第3次小樽市消防長期構想（案）では、今年度は火災による死亡者が9人もあったことから、火災予防を重視し、住宅用火災警報器の設置促進に向けた取り組みを一層強化し、さらに火災発生時の備えとして、住宅用消火器の普及も欠かせないとありました。今まではどちらかというと、住宅用火災警報器の設置については、全国的に、全道的に低いということで取り組みについてはありましたけれども、住宅用消火器の設置については余り取り上げてこなかったように感じるのですが、市内における消火器の設置率と今後どのくらいの設置率を目指すのか、その点について伺いたいと思います。

○（消防）予防課長

まず、住宅用消火器の設置数につきましては、調査を行っておりませんので、把握してございません。

次に、今後、どのくらいの設置率を目指すのかにつきましては、調査を行っておりませんので、目標値を設定することはできないものと捉えておりますが、消防本部といたしましては、万が一の火災発生時の備えに必要なものとして1件でも多くの住宅に設置されるよう、火災予防運動や住宅火災警報器の戸別訪問調査を通じて普及・啓発してまいりたいと考えております。

○松田委員

よろしくお願いいたします。

それで小樽市消防団条例では、消防団員の定数は514人となっているものの減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、先ほども報告がありましたが、退団年齢を67歳から70歳に引き上げることですけれども、現時点での消防団員の年代別構成と、年齢を引き上げることによって人数の減少をどれだけ抑えることができるのか。その点についてはいかがでしょうか。

○（消防）主幹

初めに、消防団員の年代別構成についての御質問ですが、本年3月1日現在の団員数は377名であり、年代別の構成は、10代が3名、20代が29名、30代が57名、40代が112名、50代が96名、60代が79名、70代が1名となっております。

なお、70代1名については、退団年齢の定めのない消防団長であります。

次に、年齢を引き上げることによって人数の減少をどれだけ抑えることができるかの質問でございますが、67歳から70歳に退団年齢を引き上げるのは、部長以下の階級にある団員でございます。現行の67歳までの場合、令和2年度から4年度までの3カ年で、25名が退団することとなりますので、これらの団員が自己都合による退団をしなかった場合、この3年間で25名の団員減少を抑えることができるものとなります。

しかしながら、これは退団を3年先送りするということにすぎないものでありますので、引き続き新たな団員確保にも努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

条例では514名なのに、現在、377名ということで少ないですので、これについてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、今後は特定の消防事務のみ従事する機能別団員制度を設けるということですが、具体的にその方たちはどのような事務を行うのか、その点についてお聞かせください。

○（消防）主幹

想定している機能別団員の任務といたしましては、火災や自然災害における消火活動、火災現場での警戒、避難誘導、情報収集、通訳などを想定しております。

○松田委員

この機能別団員には消防団OBを充てるといいますけれども、経験年齢や退団してからの経過年数にもよりますが、退団後に訓練をしていない方が緊急出動に従事するというのは危険ではないか、そのようなことも危惧しますが、その点についてはいかがでしょうか。

○（消防）主幹

退団後、訓練をしていない者の緊急出動に従事する危険性についてですが、機能別団員の活動といたしましては、基本的に基本団員の活動の補助を考えております。消火活動等の第一線で活動する機能別団員につきましては、消防団OBなどで、現にそのスキルを有する者に限られておりますので、委員の御心配される危険性につきましては、一定程度排除することができるものと考えております。

○松田委員

あと、機能別団員の年齢制限は、今回の定年延長に伴う70歳までにするのか、それとも希望があれば年齢は問わないのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（消防）主幹

機能別団員の退団年齢も、基本団員と同じく原則70歳と規定することを考えています。

○松田委員

昨今の災害の広域化に伴い、近隣の消防本部との情報共有及び訓練による応援活動の連携強化とありますけれども、小樽市は東西に細長く街区が形成されている特殊性があり、特に東部に位置する銭函支署の管内は工業地帯も多く、企業誘致により、さらに工場等が増加すると、一般家庭と違い、大規模火災が発生することも考えられます。

また、石狩湾新港地区には、火力発電所の稼働開始などで隣接する札幌市消防局だとか、石狩市からなどの広域連携が必要になってくると思いますが、今までそういった事例はあったのかどうか、今後の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）警防課長

札幌市消防局や石狩北部地区消防事務組合との広域連携による事例につきましては、過去5年間の実績で申し上げますと、札幌市からの応援出動は11件、石狩北部からは3件ありました。主な応援内容は、隣接する星野町・銭函地区及び石狩湾新港地区の車両火災や交通事故等の救助出動です。

また、小樽市からの応援出動は、札幌市に5件、石狩北部に2件で、応援内容は、同じく車両火災や交通事故等となっております。

次に、広域連携の今後の考えにつきましては、既に締結しております北海道広域消防相互応援協定や両消防本部との申し合わせに基づき、情報共有及び訓練等を通じて連携強化を図ってまいりたいと考えております。

○松田委員

小樽は将来人口の減少を考えると、消防組織のスリム化と同時に国が定める配置基準との整合性をとらなければなりません。検討課題は山積していると思いますけれども、市民の安全・安心を守るためによりよい計画を立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎新聞活用実践校について

次に、教育委員会に質問させていただきます。

本会議で教育長から本年度の教育行政執行方針が示され、その中に新聞活用実践校についてお話がありました。これは先ほど松岩委員からも質問されていましたが、重複するかもわかりませんが、確認の意味でお聞きし

ます。

この施策の取り組みについての目的、どのような内容なのか、説明願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

目的につきましては、主体的、対話的で、深い学びの実現に向けた授業改善を踏まえ、児童・生徒の情報活用能力の育成を図るために、本市における新聞を活用した教育の充実及び教員の指導力の向上を図ることを目的としております。

実践としまして、例えば新聞を活用して必要とする情報を早く正確に収集できる力の育成や、新聞記事を読んで自分の考えを持ち表現する能力を育成してもらいたいと考えております。

○松田委員

全小学校の図書館に新聞を配備するというふうに言っておりましたけれども、配備する新聞は誰が選定するのか。新聞というのはたくさんあると思うのですが、その新聞は誰が選定して、どんな頻度で、例えば新聞というのは日刊であれば毎日あります。毎日配備するのか、または月に1回にするのか、配備方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

新聞の配備の御質問でございますが、まず各小学校の学校長が選ぶというような形になり、どのくらいの頻度で配備するかということにつきましては、基本的には毎日配備するというで考えております。

○松田委員

ということは、その学校によって配備されている新聞はばらばらということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今、おっしゃられているとおり、学校長が決めることになってございますので、御質問の中にもありましたように新聞もかなり多くの種類がございますので、その中から学校長が決めるような形になってまいります。

○松田委員

公開授業を開催するとありますが、それはどのような内容のものなのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今後、実践校において、新聞を活用した授業公開をしていきたいと考えております。実践校が決定次第、教科と内容等も考えてまいりたいと思います。また、その際に外部講師による講演等を行って、実践校の成果を市内の小・中学校に普及していく予定となっております。

○松田委員

まだ、1校だけがやるということで、それに基づいて、今後、またいろいろなことで広げていくという考えでよろしいですね。

◎陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について

では次に、陳情に関連して質問させていただきます。

最初に、不登校について聞きます。参考までに、現在の不登校状態にある児童・生徒はどのくらいいるのか。その人数をお答え願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

現在のということではございますが、平成30年度の不登校児童・生徒数にかかわってお答えさせていただきたいと思います。30年度につきましては、小学生39名、中学生100名、合計139名となっております。

○松田委員

この不登校状態にある児童・生徒は、それによって学習がおくれることもあると思うのですが、そういう

学習がおくれる児童・生徒に対する今までの教育委員会としての取り組みについて、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

不登校児童・生徒に対する取り組みについてでございますが、これまでふれあいルームやふらっとルームの登校支援室において、また、家庭訪問などでの訪問型支援において一人一人に応じた学習指導を行っておりますが、これらに加え、今年度から新たに教育支援コーディネーターが、自宅にいる子供たちに対してメールやファクシミリを活用して学習指導を行っており、さまざまな理由で登校支援室などに通えない子供たちに対して支援を行っているところでございます。

○松田委員

陳情者の方が、趣旨説明されておりましたけれども、陳情者によれば不登校の子供たちをいかにして学校に戻すかという視点から学校に行っていない子供たちに教育の場を与えられるように変わったのだから、フリースクールの実現をしてほしいという要望でありました。

小樽市では、先ほど話したとおり、月曜日から金曜日まで開設するふれあいルームがありますけれども、ふれあいルームとフリースクールの違いについてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、ふれあいルームのような登校支援室につきましては、一人一人の実態に応じた学習指導や教育相談を行い、子供たちの社会的自立を促すための支援を行う場所でございます。

フリースクールにつきましては、さまざまな目的や内容、運営形態などがございますので、勉強したり、集団で活動したりするなど、子供の居場所を提供しているところであるというふうに認識しております。

○松田委員

現在、ふれあいルーム等にどのくらいの子供・生徒が登録というのですか、されているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

現在、ふれあいルーム、それからふらっとルームを含めて登校支援室を利用している子供たちの人数ですが、先ほども酒井委員への答弁でもお話ししましたが、年度の途中で学校に復帰する子供たちもおりまして、月ごとに変わりますけれども、現在、小学生10名、中学生23名、合計33名となっております。

○松田委員

先ほども聞いていたと思うのですが、道内では市立ではなくて公立、町立でも何でもいいのですけれども、公立のフリースクールを開設している自治体はあるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

道内で公立のフリースクールを開設している自治体はないものと認識しております。

○松田委員

先ほど陳情が出されていましたが、市として、このフリースクールに係る考え方、どのように思っているのか、その点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

フリースクール設立に対する考え方につきましては、フリースクールはNPO法人の民間団体などが運営しておりますので、規模や内容もさまざまでございますので、教育委員会としましては、実際にNPO法人などから設立に当たって何らかの支援を求められた場合には、例えば場所ですとか人材など、相談内容に応じてできる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

いろいろと不登校だからといって、それで児童・生徒の将来が失われるわけではないと思います。実は私の知人

の子供も、やはり小学校、中学校で不登校になりまして、教育委員会だとか、学校の教員とかの協力を得ながら、先ほど言ったふれあいルームみたいなところ利用して、高校は通信制高校を受験して、そこが受かって、最終的には大学まで行きました。今はその大学に行った経験から、今度は、保育士の資格を取りながら、自分の経験を生かしながら、そういったことで頑張っているということも聞きました。これについてはいろいろな課題があると思いますけれども、そういったことで、NPO法人もフリースクールであります、教育委員会としても、しっかりこの方たちについて応援していただければというふうに思います。

**○委員長**

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

中村岩雄委員に移します。

---

**○中村（岩雄）委員**

**◎移住促進事業について**

それでは、先日の質疑及び一般質問で質問させていただいた人口減少についての取り組み、その中で、直接的に人を呼び込む取り組みとしての移住促進事業、これについてももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

まず、移住相談ワンストップ窓口の設置、これは平成17年から実施されているということなのですが、これまでの相談の受け付け件数が全部で861件ということなのですが、その内容、どういう方々が相談に来たのか。その相談者の傾向について。それから、その方々がどういう内容の相談をされたか、相談内容についての傾向、こういうことをもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

**○（総務）企画政策室木島主幹**

移住相談ワンストップ窓口の関係でございますけれども、まず、こういったところに住んでいる方、相談者の方の傾向ということなのですが、基本的には道外の方、一番多いのは関東圏の方です。人口が多いからかとは思いますが、それと道内の方が、フェアを除くと電話ですとか、対面で御相談を受けるのは、そういったところが多いのかとは思ってございます。

それと相談内容としましては、やはり冬の生活がどうなのだろうですとか、病院の関係、買い物環境、どうしても小樽は山、坂が多いものですから、この辺のエリアはどういう感じなのだろうかですとか、生活実態的なことをお伺いされることが多いのかというふうには思っております。

**○中村（岩雄）委員**

相談者の、例えば職業などというのは、何かありますか、何かそういうデータ、どういう職業の方が多くとか、余り押さえていませんか。

**○（総務）企画政策室木島主幹**

移住相談ワンストップ窓口では、そういう仕事の関係まではお聞きしていないので、わからないところです。

**○中村（岩雄）委員**

その結果、13年、14年ですか、861件の相談があって、そのうち移住した方が95世帯、人数にして197人ということなのですが、移住されて来られた方々の傾向、その辺についてもお聞かせいただきたい。例えば単身で来ているのかとか、何人家族で来ているのかとか、そういう内容について、もしわかりましたらお聞かせください。

**○（総務）企画政策室木島主幹**

まず、移住された方の95世帯の内訳を考えますと、大体道内が3割、関東圏が4割、その他の道外が3割という

ような格好にはなってございます。

その世帯構成につきましては、単身の方もいらっしゃる、御家族でお越しになる方もいらっしゃいますので、特定の傾向というものはありません。

あとは年代的には、30代から50代が多いところかというふうになってございます。

○中村（岩雄）委員

30代から50代、働き盛りですよ。

それから、平成27年からの事業は二つほどあると思うのですが、移住フェア出展という事業をやったと思うのですが、これについても、事業内容、これでも相談窓口を設けたと思うのですが、同じようなことで、わかりましたらお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

移住フェアにつきましては、こちらにいるということではなくて、東京都に行きまして、東京の会場で実際に移住を希望される方と対面で御相談を受けるというものでございます。聞かれる内容としましては、最近ですと、ちょっと暮らし施設ということで、移住を検討する際にロングステイできるような、そういったところですか、あともちらもやはり住環境です、そういったことで聞かれることが多くなってございます。

○中村（岩雄）委員

移住フェアの事業の内容というのは、ほかの自治体も一緒にやられるような、そういうフェアだったのですか。移住フェア出展というのは、小樽市単独で、関東圏で、東京でやったということではないのですね。ほかのいろいろな自治体も一緒にそこに出席してやったということなのですね。

それから、同じ平成27年から、小樽体験ツアーという事業をやっています。これも4年間やってきたと思うのですが、これは起業希望者ということなのですが、同じように事業の内容について簡単に説明したいのと、それから、参加者の傾向などもわかりましたらお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

体験ツアーの内容につきましては、小樽にお越しただいて、実際に小樽の生活を体験していただくということで、例年2月の一番寒い時期にやっているところでございます。

それと実際に起業というところですので、皆さん、いろいろな御商売をやろうということで考えていらっしゃるのです、例えばこれをやりたいとかを事前にお伺いしていますので、それであれば、店舗はこういうところがあるよですとか、ゲストハウスであればこういうところがあるよとか、物件の紹介を実際に見て回るというのと、創業支援の制度もございますので、こちらの制度の御案内ですとか、そういったところをパッケージにして、実際に体験していただき、感じていただくというところでやっている事業でございます。

それと参加者につきましては、これは道内、道外、大体今のところ均衡しているような、半々ぐらいな感じになっているところでございます。

○中村（岩雄）委員

移住フェアを通してだとか、この体験ツアーを通して話が成立したというような実際の案件が何かありましたら、紹介していただければと思うのですが、ツアーに参加した方が、実際に小樽へ来て、起業したというような実例がありましたら。

○（総務）企画政策室木島主幹

移住体験ツアーにつきまして、それに参加していただいた方が移住はしていただいたのはあるのですが、起業までにはまだ至っていないところというふう聞いています。

○中村（岩雄）委員

それから、平成31年度に移住支援事業というのをやっていますけれども、この事業の内容についてお聞かせくだ

さい。

○（総務）企画政策室木島主幹

こちらは国の地方創生推進交付金を活用した事業でございまして、北海道と市町村が連携してやっているものでございます。東京の23区在住・在勤の方が北海道が開設するマッチングサイトというものがございまして、そこに掲載されている求人に応募して、就職して、なおかつ実際に移住してきた場合、世帯で100万円、単身の場合は60万円を支給するという事業になってございます。

○中村（岩雄）委員

今、支援金の金額も100万円、60万円ということで、聞くと大変魅力的に聞こえるのですが、実績はどうなのですか。まだ始めたばかりなのであれですが、もし何かありましたらお示しください。

○（総務）企画政策室木島主幹

現状、実績はございません。

○中村（岩雄）委員

これからだと思うのですが、これは小樽市以外の自治体の方々も、この事業にいろいろ参加していると思うのですが、金額にすると、先ほども言ったように、大変魅力的に見えるのですが、ぜひ小樽は小樽の宣伝というか、アピールの仕方でぜひ実績に結びつけていただきたいと思うのです。北海道との共同事業ということなので、なかなかここまでの金額というのは出しても、独自では対応できないかと思うので、頑張っただけだと思います。

次に、中古住宅取得に要する経費などへの補助事業というのが、令和2年度から予定されているのです。この事業について、簡単にお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

こちらは、3世代同居、近居等を行った場合に、移住するために小樽市に越してきていただく方がいる場合です。先ほども松田委員の御質問にもお答えしましたが、どちらかの世帯が小樽にいるという前提で越してくる。そういったときに、中古住宅の取得費用並びにリフォーム代金、こちらを補助といいますか、支給するという事業になってございます。

○中村（岩雄）委員

子育て世代の負担軽減、3世代同居や近居のために移住する方々を対象とすると。

これまで、先ほどお話ししたように移住してきた方々がいるわけですが、こういう新しい事業に向けて、実際に小樽に移住してきた方々が、今、どういう考えでいるのか、あるいは思いを持っているのかというあたりを探るといっても非常に重要なのではないかと思います。移住してきた方々に対しての、改めてどこかに集まって、平成28年からいわゆる移住者ミーティングというのをこれまで何度かやられてきているのだと思うのですが、この事業も非常に大事なことはないかと思うのですけれども、この事業について説明していただけませんか。

○（総務）企画政策室木島主幹

実際に移住された方に集まっていたかしまして、ミーティングということでやっております。今年度は残念ながら中止にはしたのですが、目的としましては、移住された方々のコミュニティですとか、あるいは地域的な孤立を防ぐですとか、そういった観点もありつつ、実際に移住してきたということは、小樽に何らかいいところがあったから来ていただいたのだらうというところで、そういったところを探るといってやってきたところではございます。

○中村（岩雄）委員

そういう意見なども掌握しつつ、新しい事業に向けて反映していくことは、非常におもしろいし、大事なのではないかと思います。

この項最後に、移住促進事業の現時点での課題、そして、今後に向けての取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室木島主幹

今までも移住の取り組みは続けてきておりまして、その中で考えているところが、お互いに顔が見えたほうが信頼関係といいますか、そういうのがつながるのかということと、継続して取り組みをしていく必要があるのだろうなと思っているのが一つございます。

それと今年度は移住支援金の関係で、住宅取得の補助とかやりましたけれども、移住の希望者がどういったことを望んでいるのだろうかというのを探っていくというのが一つ課題であろうと。それをどうやって効率的、効果的に伝えるのか、魅力的に見せるのか。この辺が検討すべきところなのかというふうには感じているところです。

○中村（岩雄）委員

◎防災行政無線について

質問を変えて、防災についてです。

先ほど来、質問がありましたので、重なる部分があるかもしれませんが、今月の広報おたる3月号に、防災行政無線の運用を開始しますということで記事が載っております。それで、もう東日本大震災から9年たつわけですけれども、実際に現地を視察したり、あるいは現地の方々の生の声なども聞かせていただいていたのですが、災害を振り返ってみて災害の備え、これは大変大事だなと思います。

広報おたる3月号に載っています防災行政無線の運用について何点か聞いていきたいと思うのですが、2日、3日に試験放送をやったということなのですけれども、この放送の内容について、実際にやってみて、結果としてうまく機能したのかどうかと、それから、実際に地域の住民の方々の反応みたいなものがありましたら、お聞かせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

防災行政無線の試験放送につきましてですけれども、放送の内容ですが、上り音チャイム、ピン・ポン・パン・ポンというものです。あれの後に防災行政無線の試験放送であるという旨を3回繰り返した後に、今度は下り音チャイムです、これを流して終了という内容を数回放送いたしました。

この結果どうだったのかということなのですけれども、私どもも現場で立ち会いましたが、動作不良などのトラブル等はございませんでしたし、放送の聞こえ方に関しても、地形などの影響で局所的に放送が聞こえにくい地点はありましたが、全体的に見れば、おおむね設計で想定していたような音の聞こえ方になっていたものと考えております。

地域住民の方からの反応ということですが、電話などで当室に何か意見が寄せられているということは今のところございませんが、桃内で試験放送を行った際に、地域住民の方が家の中から出てこられて、大変よく聞こえるというふうなことで業者にお話をしていたということを業者から報告は受けております。

○中村（岩雄）委員

FMおたる、これも今まで何度か取り上げてお聞きしてきましたけれども、今回、FMおたるとの連携はあったのでしょうか、それが一つ。

先ほど、委員会の資料として防災行政無線（同報系）整備事業の進捗状況についてというこの資料をいただいていますけれども、割り込み装置ですとか、いろいろFMとの連携というのはあると思うのですが、今後に向けて、今回、試験放送をしたというのは、どちらかというと西小樽方面だったと思うのです。FMおたるの、いわゆる難聴地域に当たる方面での防災行政無線の試験放送だったわけですけれども、このFMとの連携、この後どういうことで連携していくのか。先ほど質問ありましたけれども、難聴地域をある程度解消する。3分の2だとかを解消した後、それでできない地域を、例えば防災無線でカバーしていくのだということでしたけれども、それでもまだ、

なおかつ残って、情報をとれない方々がありますが、そういう方々に対しては、どんなきめ細かな何か手だてというのは、この後、考えているのでしょうか。それをお聞かせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

まず、試験放送のときにFMとの連動があったのかという部分の御質問ですけれども、まだ、FMの割り込み放送装置については若干工事が残っておりまして、この試験放送のときに実際に連動させるということはできなかったところでございます。

それから二つ目ですけれども、引き続き難聴になる地域への対応について何か考えていることはあるかということだったかと思いますが、西部で、蘭島、忍路、桃内、塩谷の一部、あるいは東部で、銭函、見晴町、星野町の一部、こういったところでは難聴が解消されないものと考えています。蘭島から塩谷にかけての地域では、今年度防災行政無線を整備しましたので、これを活用した情報伝達を行っていくということと、これは従来から全市的に取り組んでいることではありますけれども、FMおたるというのはサイマル放送で聴取が可能ですので、そういったことができるのだという部分を周知していくことを引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

あらゆる手だてを講じて、聞こえない方々を、100%は無理だと思いますけれども、できるだけ少なくしていくという努力は、どうしても必要かと思えます。

最後に、放送内容についてなのですが、放送機能、例えば各国語でやるということなのですが、これも今後の課題ですね。それから、国民保護情報で、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ攻撃などというものも書いていますけれども、では原発はどのなのだろう、あるいは実際にそういう弾道ミサイルが飛んだときに、今の防災無線で流れるのだろうかというような、いろいろなことを考えますが、それはこの次にしますけれども、今後に向けての課題とその取り組みについて聞かせてください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

防災行政無線についての課題ですが、まだ運用を開始していませんけれども、防災行政無線というのは屋外の放送ということで、どうしても気密性の高い建物ですとか、気象条件によっては内容が聞き取れないことがあるというふうに言われております。防災行政無線による放送というのは、今申し上げましたように必ずしも万能ではないということを御理解いただくとともに、本市の防災行政無線が持っているメールや電話を活用した機能ですとか、外国語機能ですとか、そういったような部分についても知っていただくために、より多くの市民の皆さんに防災行政無線というものを周知して行って、理解を深めていただくということが課題の一つと捉えております。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時38分

再開 午後5時56分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第38号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間における津波・災害避難路及びシェルターの整備方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創

設方については継続審査を主張し、討論を行います。

陳情第8号です。

陳情者は、JR朝里駅付近と張碓地区に避難路やシェルターを整備することを求められています。道内でも津波対策として整備している実態があります。一定の課題はあるものの趣旨は理解できるものです。

議案第13号です。

陳情者の趣旨については一定理解できるものの、市立のフリースクールが本当に実施可能なのか判断がつきかねるため、継続審査を主張いたします。

議案第38号です。

ことし2020年は被爆75年という節目の年です。世界が核兵器廃絶に動きつつある中、2月4日、米国は新たに開発した小型核弾頭搭載のミサイルを潜水艦へ実戦配備したと発表しました。威力が広島原爆の3分の1程度で、小型であるという理屈ですが、核兵器に大小はありません。小型核兵器は既にロシアも保有しているとされ、さらに危険が増しています。小樽港では毎年のように核兵器搭載可能艦が入港しています。核兵器搭載可能艦船が自由に入港するのは、日米に核密約があるからです。しかし、核兵器禁止条約が発効し、日本が批准したのなら、小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。それにもかかわらず、政府は核兵器禁止条約に調印、批准をしていない立場です。小樽市独自の取り組みが必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

#### ○佐々木委員

立憲・市民連合を代表し、まず、議案第38号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論します。

私たちは、これまでこの条例案に関わり、主に米艦入港時の核兵器持ち込み疑惑や、その核兵器の危険性や小型化など、直接的な市民への脅威や、特定秘密保護法の成立による間接的な不安などについて指摘してきました。そして現在、その脅威や不安は増しこそすれ、減ることはない国内外の情勢にあります。その中であってこそ、小樽は歴史と文化と平和のまちでありたい、その願いと、船見坂から見下ろす先の埠頭に核兵器搭載の疑いのある灰色の船影が浮かぶイメージは、余りに異質でかけ離れています。よって小樽市民の平和と安全を願い、小樽市非核港湾条例案に賛成をします。

続いて、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について。

不登校児童・生徒への対応については大きな課題です。その中でフリースクールが成果を上げていることは承知しています。ただ、それを市が設置するということがふさわしいのか、いまだ検討の余地があると思います。よって今回は継続審査と判断し、今後、情報収集、研究に努めていきたいと考えます。

以上を討論といたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第38号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3月末日をもって退職される説明員の方がおられますので、御紹介申し上げます。

(説明員紹介)

退職される皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げます。例年であれば、退職説明員、お一人お一人から御挨拶をいただいておりますが、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、大変申しわけございませんが、挨拶については割愛させていただくことをお許しいただきたいと思っております。

退職される皆様におかれましては、これからも健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心から御祈念申し上げます次第です。大変お疲れさまでした。(拍手)

それでは、本日は、これをもって散会といたします。